

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

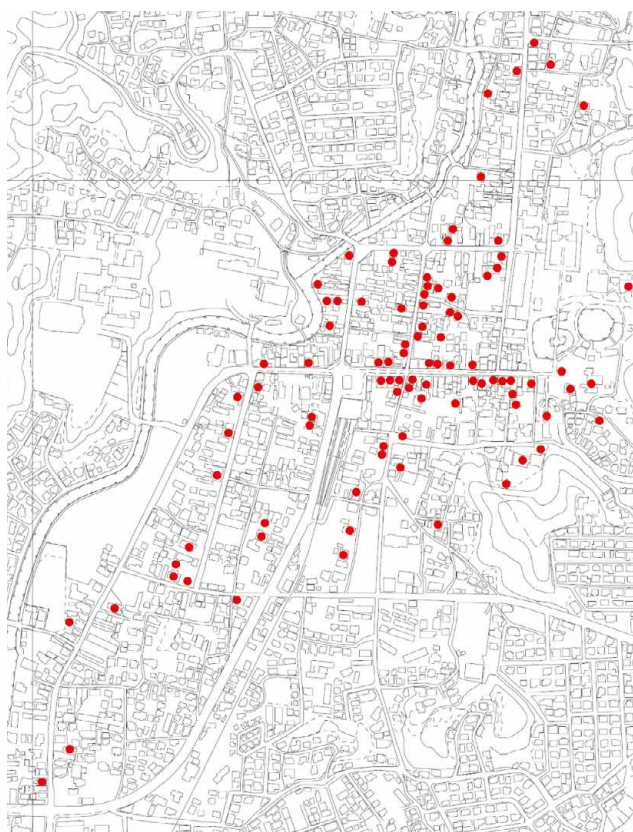
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的な建造物に関する課題

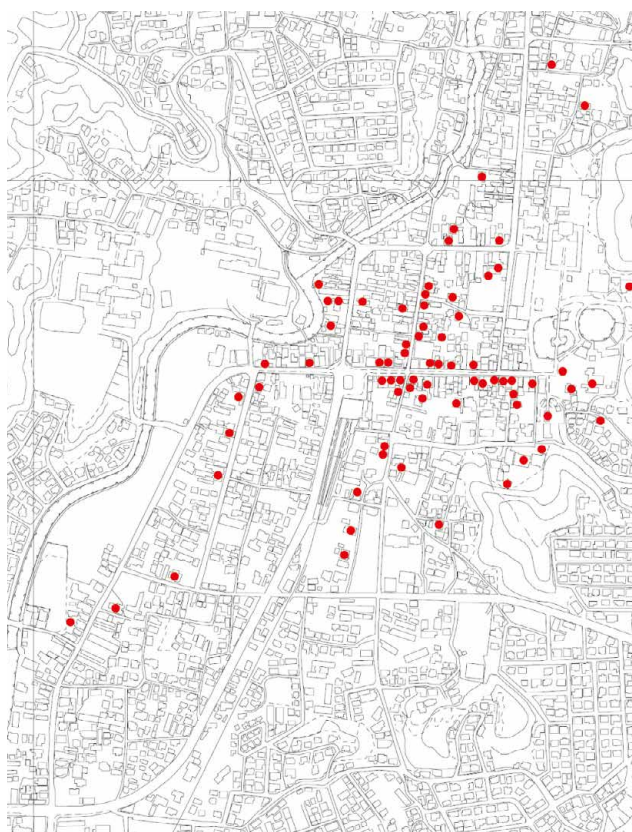
天満宮門前には、江戸後期から昭和前期にかけての歴史的建造物が残っており、そこで商売や日々の生活が営まれている。しかしながら、所有者の高齢化や後継者不足、また維持管理にかかる費用負担などの問題から滅失や損傷が進んでいる。太宰府市文化財保存活用計画の策定時に実施された調査で平成14(2002)年に93棟確認された伝統家屋は、平成21(2009)年には72棟と23%減少している。門前の伝統家屋の他にも、観世音寺金堂や戒壇院山門など傷みが目立ち始めている歴史的建造物もある。加えて、門前の境内地と町場の境界を示していた小鳥居小路の水路が暗渠化されるなど、存在や意味を認識しづらい環境となっているほか、水城跡や大野城跡なども風雨による長年の傷みが進行している。

市内には、江戸期の街道のほかに、古代の条坊制の名残をとどめる街路が今も息づき、市民の通路として活用されている。しかし、一般の道と変わらない整備であるため、市民の意識にとどまらず、史跡景観の形成を阻害する市街地形成が進んでいる。併せて、大宰府関連史跡群の歴史的風致を構成する多くの文化遺産は、市域に点在しているものの、文化遺産が持つ意味が失われるとともに、滅失が進行している。

【平成14年】93棟



【平成21年】72棟



天満宮門前の歴史的建造物の滅失状況図（平成14年と平成21年の比較）

また、水城跡東門において、周辺の市街化に伴い多くの電柱や電線が集中している様子は、「さいふまいり」と一体となった水城跡における歴史的風致の維持向上を阻害している。

一方、大宰府関連史跡群の環境整備は、昭和40年代ならびに平成初期に実施された。しかし、各所で施設の老朽化、時代に即したユニバーサルデザイン化に対応できておらず、来訪者の便益を大きく損なっている。

宝満山の修験の道は、通常、登山道であり、近年の登山者の増加および気象変化に伴う豪雨によって損壊が著しく、来訪者の便益を大きく損なっている。併せて、修験の地に関わる伝統的建造物が宝満山麓に点在しているものの、劣化が進行している。

（２）歴史的風致の周辺環境に関する課題

太宰府には、天満宮門前の市街地や日田街道、さいふ参詣道、どんかん道といった道路など、平安時代から江戸時代にかけてのまち区割を踏襲した良好な市街地環境が維持されている。

しかし天満宮門前においては、歴史的建造物が滅失した後の敷地が駐車場に転用されるなど空地の増加や、周囲と調和しない意匠の店構えや看板類が増加するなど町並みが攪乱されつつある。また、旧街道やどんかん道などの歴史的な道は、沿道市街地の近代化や道路整備などに伴って、そこが歴史的な通りであることが認識しづらい環境となっている。

また、さいふまいりに対する認識不足から、さいふまいりの風景を損ねるような市街地の形成や立ち寄り所の不十分な管理が見受けられる。加えて、太宰府天満宮からさいふまいりの立ち寄り所をめぐる回遊路については、歩道が未整備であったり案内施設の設置が十分とはいえず、来訪者の便益を損なっている。

さらに、大宰府関連史跡群前面域、すなわち県道筑紫野 - 太宰府線より南側、並びに国道3号線沿いにおいて宅地化や商業施設の建設が進行し、歴史的風致とは異質な洋風建築や大型看板の設置が進んできている。

これら、史跡並びにさいふまいりの歴史的風致とは相いれない建築物や大型看板の存在は、史跡地からの眺望景観及び「大宰府関連史跡群の継承と保護」にとって整合する史跡地景観を著しく損ねている。



旧日田街道（水城東門付近）



さいふ参詣道（関屋付近）

一方で、大宰府関連史跡群整備が行われた昭和40年代以降、車社会へと大きく社会的環境が変貌し、来訪者向けの駐車場の少なさや、そこからくる周辺住環境内への違法駐車増加から、住環境へ大きな負荷がかかっている。

また、平成25(2013)年に新たに史跡指定された宝満山は、九州自然歩道としての整備がなされ、登山者に対する環境整備は図られているが、施設の老朽化ならびに歴史的風致を普及するサイン等の整備が不十分であり、大宰府関連史跡群並びに宝満山を巡る散策者の便益を阻害し、回遊性の確保ができないなど、歴史的風致の維持向上に支障をきたしている。

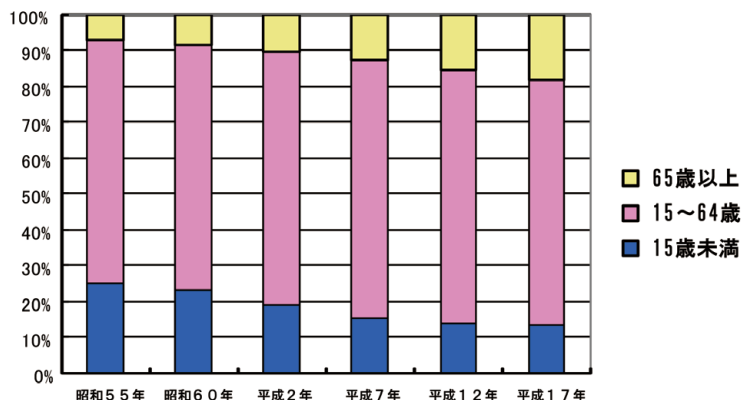


門前の駐車場の分布（平成21年）

（3）伝統行事や伝統文化の担い手並びに史跡継承者に関する課題

太宰府には平安時代より続けられている神幸式をはじめとして、その歴史や伝統を反映した行事や伝統文化が今も息づいており、神幸式と鬼すべ、竹の曲は福岡県の無形民俗文化財に指定され保護が図られている。一方で、天満宮のお祭りや地域に根付く祭礼行事を支えてきた担い手の高齢化や減少が進行しており、氏子会や地域の組織といった伝統行事を支える地域コミュニティ

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15歳未満	12,545	13,406	11,648	9,825	8,948	9,041
15～64歳	33,992	39,418	44,022	46,277	46,351	45,671
65歳以上	3,720	4,877	6,440	8,355	10,188	12,359
合計	50,257	57,701	62,110	64,457	65,487	67,071



の脆弱化が見られる。これらの行事の他、地域の伝統文化も地域社会や教育内容の変化などで担い手の不足が進んでいるものもある。

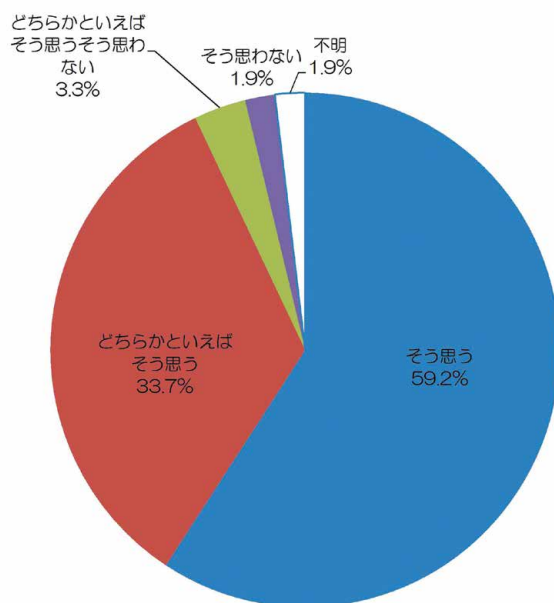
また、市内に所在する史跡・文化財ならびに文化遺産を継承する活動が今も広く継続されている。その活動の担い手は、市内外から太宰府に興味を抱く人々によって支えられているものの、多くが高齢者によって占

められており、継続性の確保が課題である。また、市内には同種の継承団体が活動しているが、個人のボランティア精神に支えられており、相互の情報交流、活動拠点の不在によって継続性の確保がままならない状況に拍車をかけている。

（４）歴史的風致に対する認識に関する課題

太宰府市が平成 17(2005) 年に行った市民アンケートでは、伝統文化に触れる機会がほとんどないと回答した市民が 5 割以上に上っており、市民が日常的に伝統文化や歴史的風致に接する機会が少ないことが窺われる。

太宰府市が平成 25 年度に実施した市民アンケートでは、住み続けたい理由として 41.1%の市民が「史跡や文化財が身近にある。」と考えている。また、91.3%の市民が歴史的な景観が美しいと感じ、史跡や文化財・文化遺産に対する意識として「誇りに思う」という回答が 92.9%を占めるなど、多くの市民が本市の歴史的遺産に対して「誇り」「好意」を示している。一方で、地域内で執り行われている様々な祭事への参画者の減少に歯止めが効かず、存続も危ぶまれる行事も多くなっている。



出典：太宰府まちづくり市民意識調査（平成25年）

Q. 市内の歴史文化遺産を誇りに思いますか

2 既存計画におけるまちづくりの方針

(1) 第五次太宰府市総合計画（平成 23 年）

平成 23(2011) 年に策定された第五次太宰府市総合計画では、語り継ぎ守り育てる太宰府の姿を将来像とし、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を掲げ、福岡都市圏にあって豊富な自然と史跡などの歴史的資産に恵まれた良好な環境の下で市民が文化を享受し、いきいきと交流するまちの実現を目指している。

この将来像の実現のため①協働のまちづくり、②太宰府らしさを活かしたまちづくりの二つの基本的な考え方によりまちづくりを進める。そのうちの一つが「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」で、いつでも、どこでも歴史と文化を感じられるまちを目指し、太宰府の地域資源を活かしながら、個性的で魅力あるまちづくりをすすめている。その中で「太宰府を知る（学び）」「太宰府を守る（未来へつなぐ）」「太宰府を創る（活用する）」「太宰府を楽しむ」をキーワードとしてまちづくり施策を展開している。



8. 太宰府らしさを活かしたまちづくり ～まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）～

豊かなみどり多くの歴史・文化的遺産は太宰府の貴重な財産です。これを後世に伝えていくことは、現在を生きていく私たちにとって大切な使命です。
「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」とは、いつでも、どこでも歴史と文化を感じられるまちを目指し、これらの地域資源を活かしながら魅力あるまちづくりを進めるための考え方です。

「太宰府を知る」「太宰府を守る」「太宰府を創る」「太宰府を楽しむ」という4つのキーワードのもとに施策を展開していきます。



第五次太宰府市総合計画
におけるまちづくりの理念

（２）太宰府市まると博物館基本計画（平成 14 年）

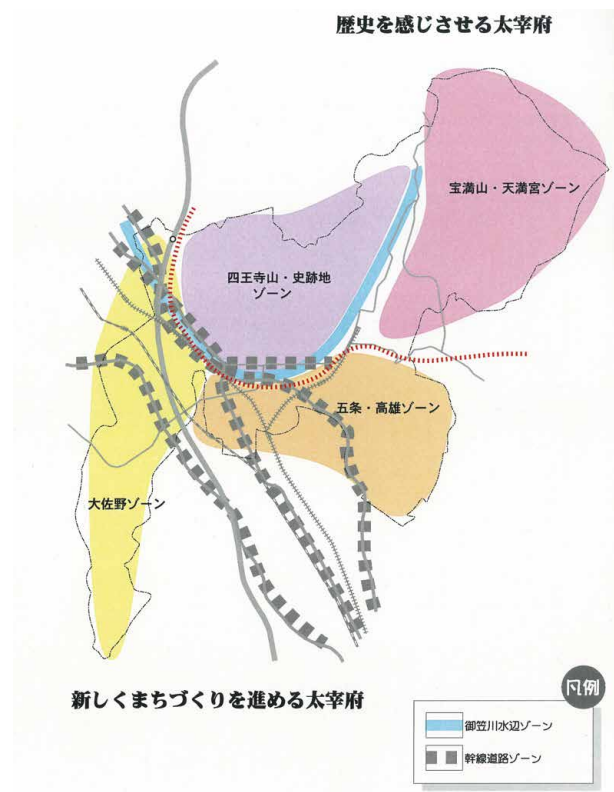
第四次太宰府市総合計画を受けて、太宰府市まると博物館基本計画を平成 14(2002) 年に策定した。有形・無形を問わず太宰府市に豊富に存在する歴史的、文化的資産と九州国立博物館などに集められた資料・情報・知識を生かしながら、市民、事業者、行政が一体となって進めるまちづくりとして、「時たもつ 人みがく 光はなつ」をテーマとして設定している。また、アクションプランとして、地域活性化複合施設（太宰府館）の整備、散策路ネットワーク整備、太宰府発見塾の開設、景観まちづくりなどの取り組みを展開している。

（３）太宰府市都市計画マスタープラン（平成 10 年）

太宰府市では平成 10(1998) 年に都市計画の基本方針となる「太宰府市都市計画マスタープラン」を策定した。本マスタープランは「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」を目指し、「歴史、文化遺産を生かした活力ある都市づくり」を目標の一つとして掲げている。特に大宰府跡や観世音寺周辺は歴史・観光核、太宰府天満宮周辺は商業・観光核と位置付け、まちづくりの方向性を示している。

（４）太宰府市景観形成基本計画（平成 14 年）

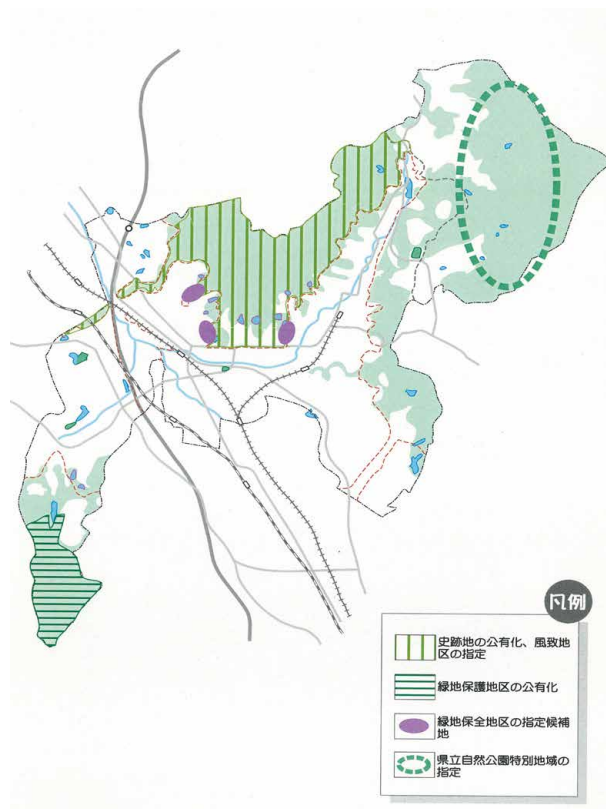
福岡都市圏の拡大によって住宅都市として大規模な宅地開発や既存市街地のスプロール化が進む中、歴史的、文化的遺産と豊かな自然からなる太宰府特有の景観が大きく変化していくことを問題意識として、平成 14(2002) 年に策定した。本計画では景観像を「歴史と暮らしが緑に映える太宰府」と設定し、四王寺山や水城跡の緑の保全、昔ながらのたたずまいや雰囲気が残る集落地景観の保全、天満宮門前のデザイン誘導などに取り組んでいる。



景観形成基本計画のゾーニング

（５）太宰府市緑の基本計画（平成 14 年）

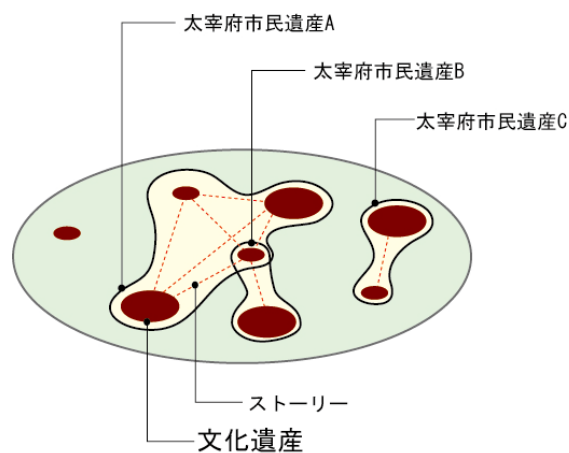
緑地の保全・創出及び緑化を推進し、潤いのある生活空間を形成することを目的に、平成 14(2002) 年に策定した。本計画では歴史的風致の舞台でもある四王寺山、宝満山などの緑地を背景とした市民の生活の場は「緑のシンフォニーホール」のステージというビジョンを示し、文化を受け継いできた歴史ある緑や地域にとってかけがえのない緑を大切に守っていくことを基本方針の一つとして掲げている。



守るみどりの方針図

（６）太宰府市歴史文化基本構想（平成 23 年）

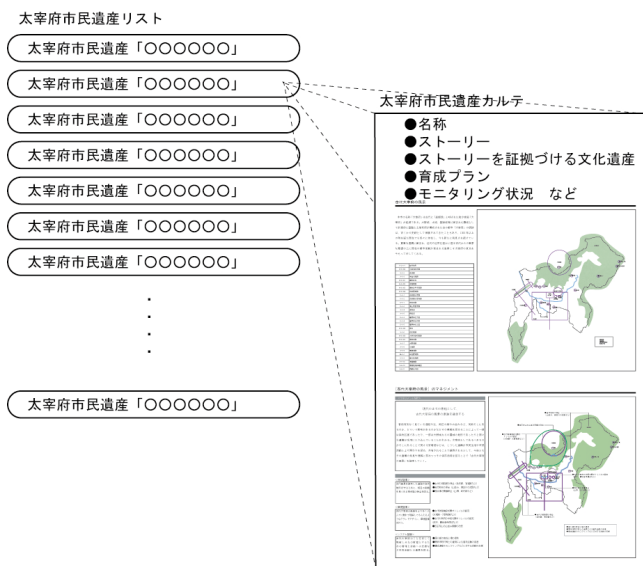
太宰府市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」と記載する。）は、平成 17(2005) 年策定の「太宰府市文化財保存活用計画（以下「保存活用計画」と記載）」並びに平成 23(2011) 年策定の「太宰府市民遺産活用推進計画（以下「活用推進計画」と記載）」の二者から構成されている。まず、「保存活用計画」は、第四次太宰府市総合計画の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けた文化財行政の基本的な方針として平成 17(2005) 年に策定した。本計画では、市民が大切に



太宰府市民遺産の考え方

にしたい、次世代に伝え守りたいと考えるモノ（形あるもの）やコト（形に現れないこと）を文化遺産とし、人々が生活するなかで意思を持って関わり、丁寧に手入れをしながら引き継いできた建物や祠、記念碑、小さな神社、絵画、地域に根ざす行事などを幅広く捉えることとした。文化遺産は、太宰府の人々の生活の中で受け継がれてきたものであり、これからも市民をはじめ太宰府に関わる多くの人々に共有され、大切に守り育まれるものである。市民生活の中で地域の文

太宰府市民遺産は、市民などが次世代に伝えていきたいと考えるストーリー（物語）とストーリーの要素となる文化遺産、また文化遺産を保護する市民活動の3つにより構成される。太宰府市民遺産のストーリーは、いくつかの文化遺産をつなぐことで語ることができるもので、太宰府市民遺産のストーリーを維持するためには、それを構成する文化遺産を継承していくための活動が必要となる。



未来の市民に継承していきたい文化遺産を基盤に据え、文化遺産調査ボランティア活動にて収取されたモノをデータベース化し、広く公開することを通して「見守る」ことで継承していくことを記した。その中から、太宰府市を表現する上で欠くことのできないものについては、行政的な手法を用い文化財として「保護する」こととした。さらに、市民の多くが賛同し、未来の市民へつないでいくことを認めたものについては、市民総出で継承していく取組として太宰府市民遺産として「育成する」ことを提起している。

太宰府市民遺産は、市民団体などから提案され、市民や専門家などで構成される太宰府市景観・市民遺産会議で認定される。提案の際には、ストーリーを維持するための考え方や方法を育成プランとして提出することとしている。現在 15 件の市民遺産が認定され、自立した育成団体によって日々継承活動が展開されている。

歴史文化基本構想の実践により、市民の中に文化遺産を考えるきっかけができるとともに、それを広く伝えていく自立した市民活動へと深化しつつある。

また、景観・歴史のまちづくりの基盤となる歴史文化基本構想は、文化遺産調査ボランティアの活動によって支えられ、その成果が太宰府市歴史的風致維持向上計画によって実施される諸事業に活かされている。

歴史文化基本構想によって提起した、文化遺産を「見守る・保護する・育成する」ことを通して、太宰府市固有の物語と景観、そして歴史まちづくりへと醸成され、文化遺産と人とのかかわりを深める身近なまちづくりであることの認識が共有されている。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 基本方針と実現のための方策

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と既存計画のまちづくり方針を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように定める。

ア 歴史的風致を構成する建造物の保存と活用の推進

歴史的風致を構成している建造物のうち、既に文化財の指定などがなされているものについては、引き続き文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例に基づき適切な保護措置を講じる。一方、歴史的風致を構成している未指定の建造物については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行うことで、滅失の防止や修理などに対する支援策を講じる。また、調査に基づき必要に応じて文化財指定などを行い確実な保護措置を講じることとする。

さらに、門前のまち区割りの骨格を成す幸ノ元溝尻水路や水城跡、大野城跡などのさいふまいの立ち寄り所などについては、歴史的風致を構成する建造物として損傷個所の修理や修復などの必要な整備と活用を推進する。

重点区域内には、古代からの街割である道路が一般道と変わらない姿で現在も踏襲されており、これらの道路について古代の街路として顕在化を図ることを目的に美装化を行う。また、水城跡は、生活動線としての鉄道、道路、電気、水道などが横断しており、これら史跡景観を低下させているものの中で電線の整理統合といった修景可能な範囲での事業を実施する。また回遊性を損なっている御笠川による水城分断箇所について、親水性などに配慮しつつ水城東西の回遊性を向上させる環境整備を行う。さらに、昭和40年代ならびに平成初期に整備された大宰府跡をはじめ大宰府関連史跡群について、近年の来訪者の増加に併せたユニバーサルデザイン化を進める。加えて、平成25年度に新たに史跡指定を受けた宝満山は、登山者の増加に対処するために、修験の道である登山道の環境改善並びに、山に点在する各種遺構の修景を実施する。これらのことを進めることで、史跡の継承と保護にみる歴史的風致の維持向上を促進する。



水城跡の現状

イ 歴史的風致を活用したまちづくりの推進

どんかん道、日田街道、さいふ参詣道といった歴史的な通りの沿道や駐車場が増えつつある門前については、より日常的に歴史的風致を実感できる市街地環境の実現を目指し、歴史的町並み

に調和した沿道景観の形成を図る。また門前では、参道を中心に現存する伝統家屋の保全に努めるとともに、それ以外の建築物の修景を検討する。これまでも生垣条例の制定や高度地区の指定などによる景観誘導を図ってきたが、さらに歴史的な通りや門前に関しては、景観法に基づく景観計画との連携により、重点的に景観形成を図る地区と位置付け、きめ細やかな基準の設定や屋外広告物の規制などを行う。

また、さいふまいりにとって欠かせない要素である日田街道から見る四王寺山の風景の保全については、従来の要綱に基づく美観地区のルールを景観計画で強化すると同時に、維持管理体制の仕組みづくりに取り組む。

さらに、市内に点在するさいふまいりの立ち寄り所をつなぎ、人々が本市の歴史的風致に容易に接することが可能となるよう、安全、快適に散策できる歩行者空間の整備や歴史的建造物などへの案内、解説板の設置を推進し回遊性の高い歩行者ネットワークの形成を図る。

大宰府関連史跡群内の地域は、史跡指定による保護によって、昭和 40 年代の風景を留める貴重な空間をつくりだしている。一方で、史跡地周辺の景観形成が十分行えておらず、史跡からの眺望景観内である国道や県道沿いの商業施設建設や大型看板が設置されるなど、史跡群の保存と生活者である住民の生活との調和を図ることが求められている。

史跡地については、昭和 59(1984) 年に「美観地区」指定を行い、史跡地現状変更申請と連動し景観保全に努めてきた。その後、平成 22(2010) 年 12 月に策定した「太宰府市景観まちづくり計画」ならびに「太宰府市景観計画」にて、太宰府を特徴づける二つの「個性」を「人と遺跡の共存史」地区、「天満宮と宰府宿」地区として位置づけ、景観育成地区の方針と行為の制限に関する事項を定め、歴史的景観づくりを進めてきている。

また、歴史的な史跡地環境と現代の市民生活との調和を図りつつ、史跡景観の保全をはじめ、史跡地周辺への駐車場整備などを行い、来訪者の利便性を高めるとともに、地域住民の住環境へ配慮する施設の整備を行うことが求められるようになってきた。

住民の日常的な散策環境の利便性を図る散策路等の再整備、来訪者の回遊性をつくりだすサイン整備や車社会に適合した施設等の環境整備などを行うとともに、歴史的風致維持向上地区計画を導入することで、維持向上すべき歴史的風致に沿った店舗・景観誘導を図る。

ウ 歴史と伝統を反映した人々の活動への支援

歴史的風致の構成要素である祭事などの活動については、実態調査を実施、記録し維持継承のために必要な支援を検討する。また、条件が整ったものについては文化財の指定を検討する。特に伝統芸能や伝統工芸などの継承のために、市民や NPO など伝統文化の保存継承に取り組む団体と連携協力し、後継者の発掘、育成に努める。

エ 歴史的風致の認識を高める取り組みの推進

歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素に対する理解が最も重要であることから、これらの活動に対する普及啓発に努める。特に市民一人一人が歴史的風致を構成する建造物や活動などに対する認識を深め愛情を育むために、太宰府市民遺産の取り組みを推進する。

オ 市民活動と連動した環境整備、施設整備

史跡継承活動は、官民一体となった取組を進めている。一方で、史跡地面積の広大さゆえ、十分な利活用がなされているとは言えず、市民力に頼らざるをえないことも現実である。そこで、市民活動と連動し、活動の利便性確保を視野にいたした環境整備ならびに施設整備を行う。

(2) 実施主体

ア 文化財等の所有者・管理者などの役割

文化財等の所有者・管理者などは文化財等が太宰府の歴史的風致を形成する重要な構成要素であることを認識し、その適切な保全と維持管理に努める。また、市民・来訪者などが歴史的風致を感じ、理解を深めることができるよう一般公開などその他積極的な活用に努める。

イ 市民・事業者などの役割

市民は本市の歴史的風致が古代より積み重ねられてきた歴史により築かれたものであることを認識し、これを維持向上させ後世に継承していくことに努める。特に市民一人一人が文化遺産の発見や調査、また太宰府市民遺産の提案や育成の主役であることを自覚し、積極的に活動することが期待される。また、地域の活動やNPOなどによるまちづくり活動にも積極的に関わり歴史的風致の維持向上に取り組んでいくことが望まれる。

事業者は本市が有する歴史性を理解し、開発や建築を行う際には、その行為が良好な市街地環境を阻害することがないように十分に配慮するものとする。

ウ 行政の役割

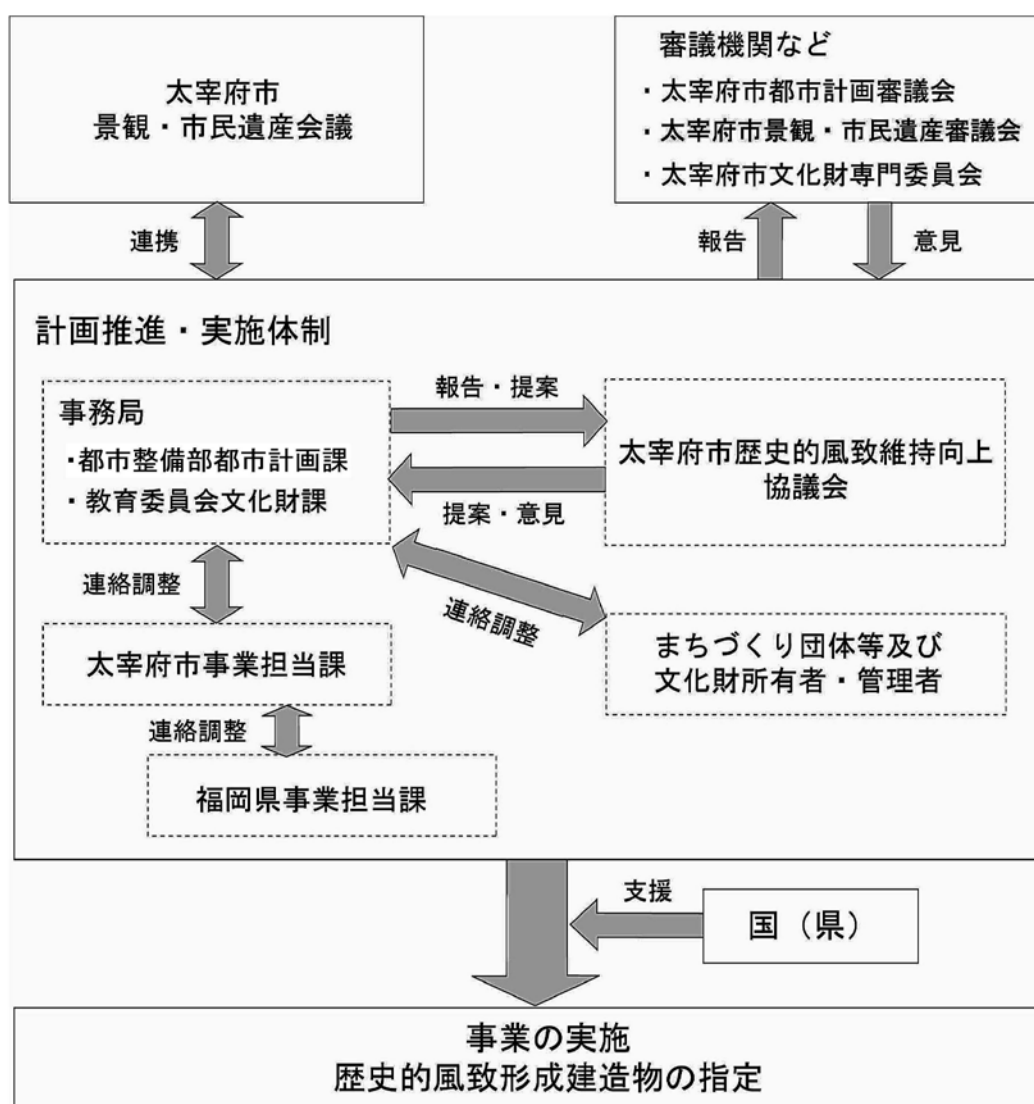
行政は、歴史的風致を構成する歴史的建造物の保護措置を講じ、またその周辺の環境整備を推進し、歴史的風致の維持向上を図る。また、歴史的建造物の保存修理を実施する文化財所有者などに対し、必要な情報提供や支援を行う。

また、伝統文化や地域の行事などの活動を保存継承していくために、後継者育成や普及啓発の機会を設けるとともに、太宰府市民遺産の取り組みを推進し、歴史的風致の維持向上に関わる市民や団体などを支援する。

4 計画の推進・実施体制

本計画の推進にあたっては、歴史まちづくり法第11条に基づく太宰府市歴史的風致維持向上協議会を中心に、計画推進に係る事項や計画変更の協議などを行う。本計画の推進体制の事務局を都市整備部都市計画課並びに教育委員会文化財課が担い、事務局は事業担当課や文化財の所有者・管理者との連絡調整を行い、事業の実施や歴史的風致形成建造物の指定などにおいて本計画の円滑な推進に努めるものとする。

また必要に応じて、太宰府市景観・市民遺産会議及び市の審議機関である太宰府市文化財専門委員会などに対し、計画の実施状況を報告し意見を求めるものとする。



計画の実施・推進体制

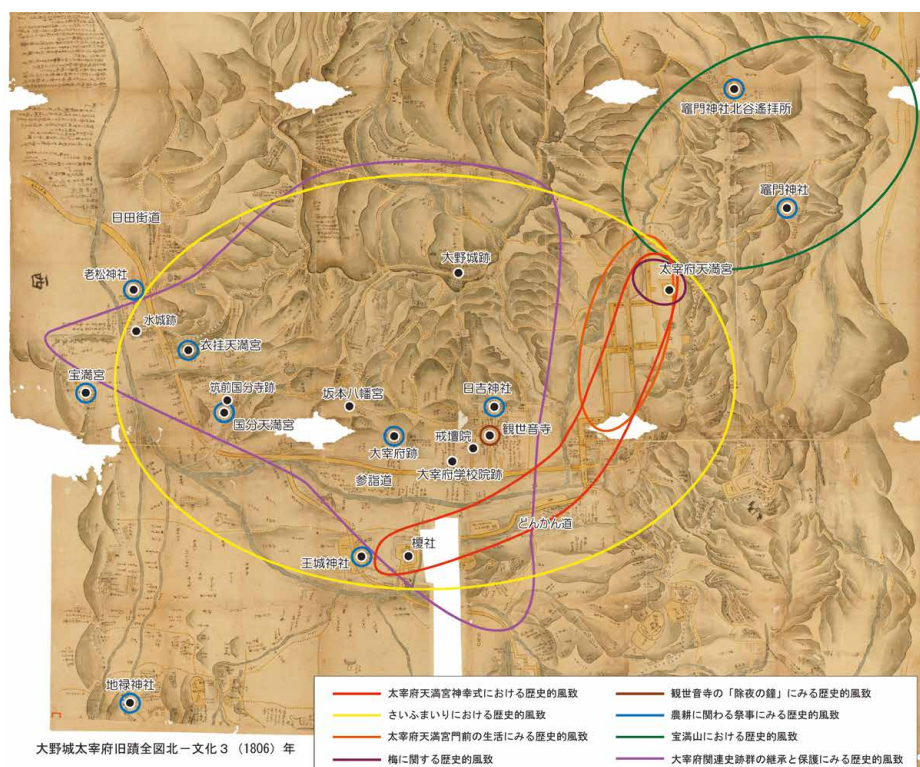
第4章 重点区域の位置及び区域

1 区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財をはじめ文化財が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され良好な市街地の環境を形成している範囲に対し、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に図られる範囲を設定する。

本市では、平安時代の大宰府条坊や天満宮周辺のまち区割りを踏襲した歴史的市街地に太宰府天満宮や大宰府関連史跡に代表される歴史的建造物が所在し、四王寺山の緑などの良好な自然環境を背景として、神幸式など天満宮にまつわる祭事が脈々と受け継がれ、天満宮参詣に訪れる人々が市内の名所を巡るさいふまいり、そしてそれらの人々をもてなし続ける門前を中心とした賑わいといった伝統的な営みが日々展開されている。これら歴史的風致については、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法による規制、まると博物館構想に基づく施策展開などによりこれまでも維持向上を図ってきたが、門前の伝統家屋の減少と変化、さいふまいりの立ち寄り所の維持管理の不足、史跡地からの眺望景観の損失、また、伝統文化の後継者不足など歴史的風致が徐々に失われつつあるのが現状である。このため本計画では、これらの課題を解決するとともに、今ある歴史的風致を高め次世代に継承していくために、太宰府天満宮と門前、またさいふまいりの道と立ち寄り場所や史跡地を中心とし、それを取り巻く歴史的環境をはじめとする周辺環境を一体的に含めた範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図る。

なお重点区域は今後、本計画を推進することで太宰府の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などに随時見直すものとする。



維持向上すべき
歴史的風致の分布

(1) 重点区域の名称及び面積

面積 約 1,394ha

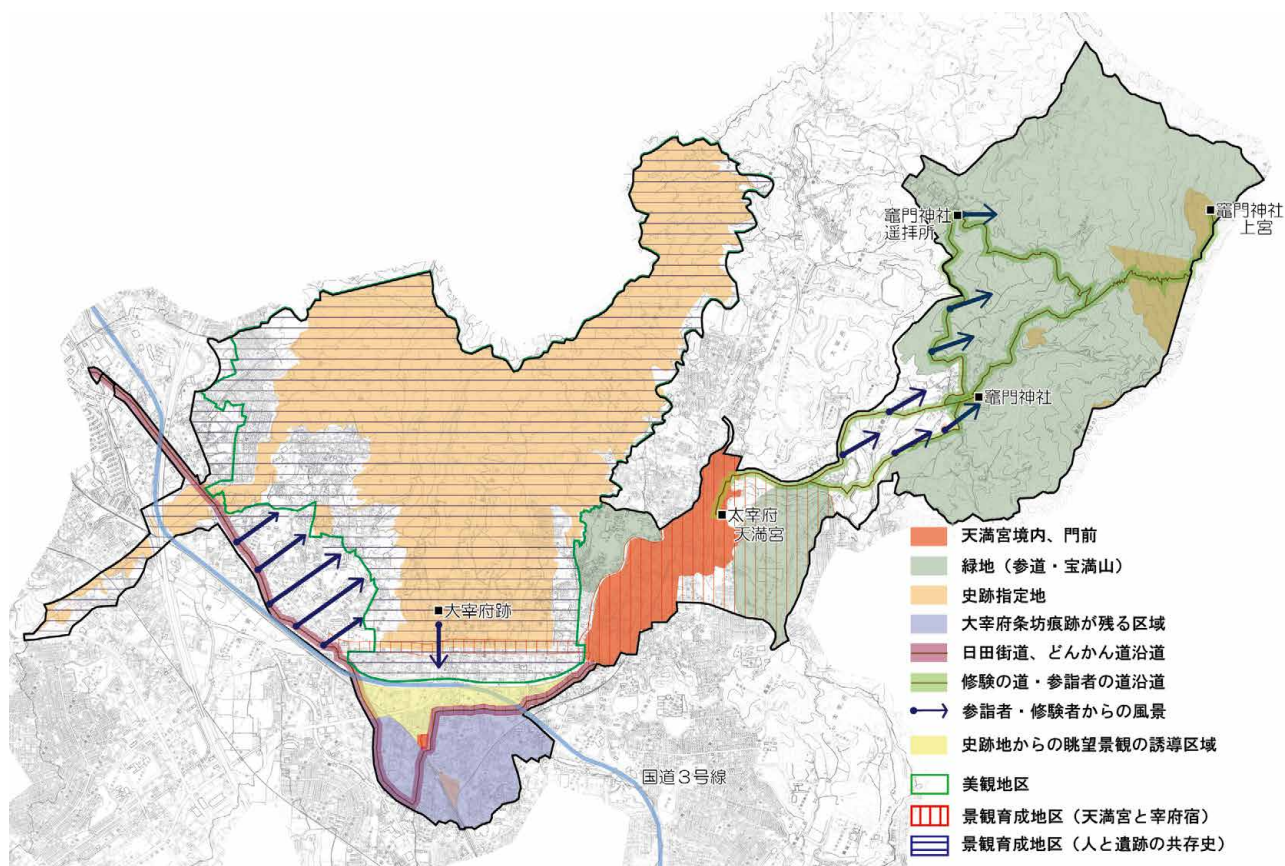
重点区域の位置は、神幸式を始めとする歴史と伝統を反映した活動が展開される太宰府天満宮と門前、及びさいふまいりの人々が立ち寄る遺跡や古寺などが含まれる範囲を基本として設定する。また、史跡を継承する際に、史跡が所在する範囲並びに史跡からの眺望景観、及び史跡景観を形成する奈良・平安時代からの条坊痕跡をとどめる旧地形残存範囲も含める。

[illegible]

96

東域を中心として、それを取り囲む史跡景観を形成する奈良・平安時代からの条坊痕跡をとどめる旧地形残存範囲を含め、さらに史跡からの眺望景観として重要な位置にある国道3号線南側の区域を含める。

さいふまいの立ち寄り場所は、前述の門前の範囲に含まれるもの以外では、大宰府跡などの遺跡群、観世音寺及び戒壇院、日田街道沿いの荻萱の関などがある。具体的な重点区域の範囲は、特別史跡「大宰府跡」、「水城跡」、「大野城跡」、史跡「観世音寺境内及び子院跡」、「筑前国分寺跡」、「国分瓦窯跡」、「大宰府学校院跡」を包含するものとし、日田街道沿道は、さいふまいの景観要素となっている日田街道から見える四王寺山の風景が見渡せる範囲を含める。

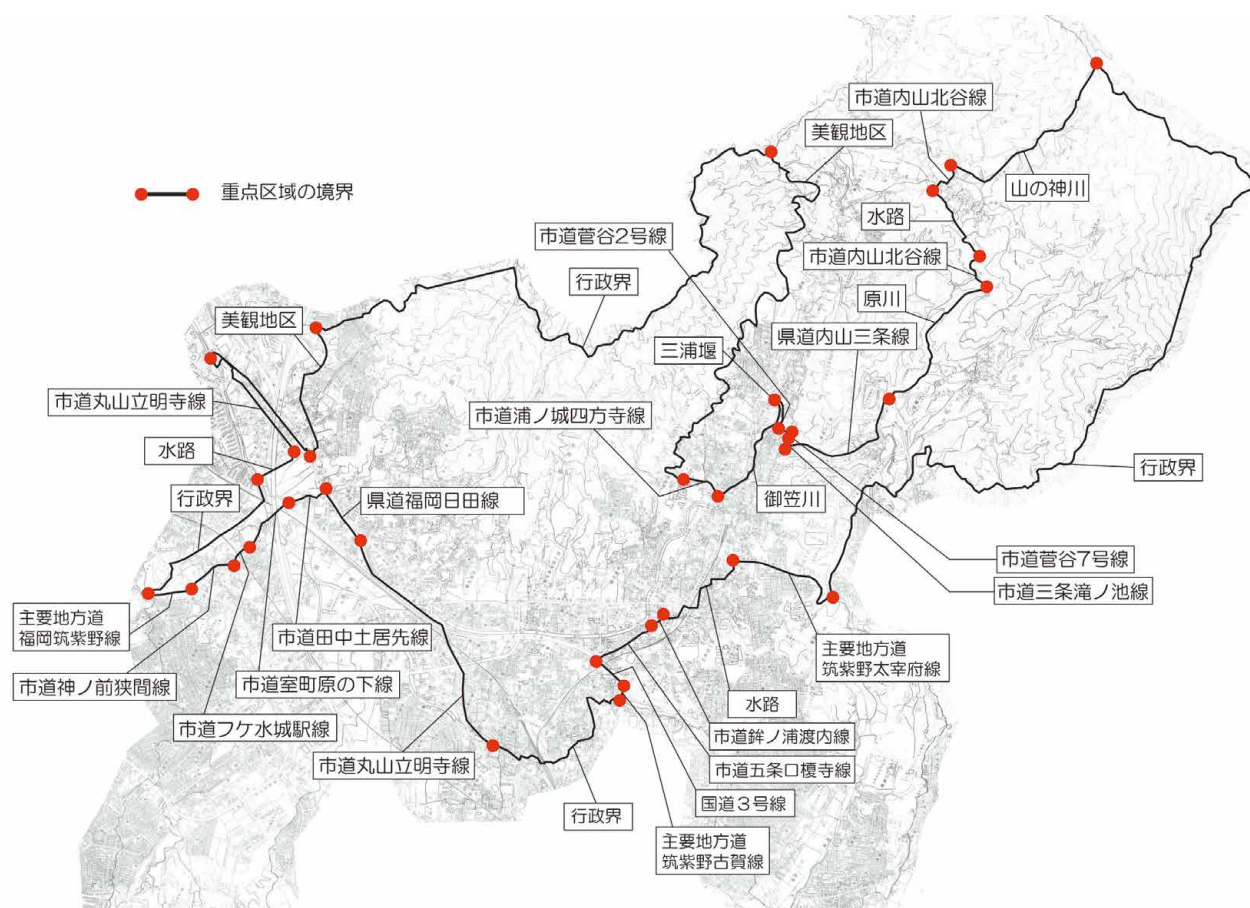


重点区域の設定根拠

(3) 重点区域の設定位置

重点区域の区域は、本計画による事業の効果を高めるため、これまで史跡地とその周辺で景観形成を図るために実施してきた市の要綱に基づく美観地区、また今後、景観計画で定められることになっている景観育成地区（「天満宮と宰府宿」地区、「人と遺跡の共存史」地区）との連携を図り、町並みの連続性や一体性を軸に、道路、河川などの地形地物や行政界や美観地区などの境で設定する。

なお、旧街道、参詣道を境界として設定する箇所は、道路中心から両側に 30m を境界とする。

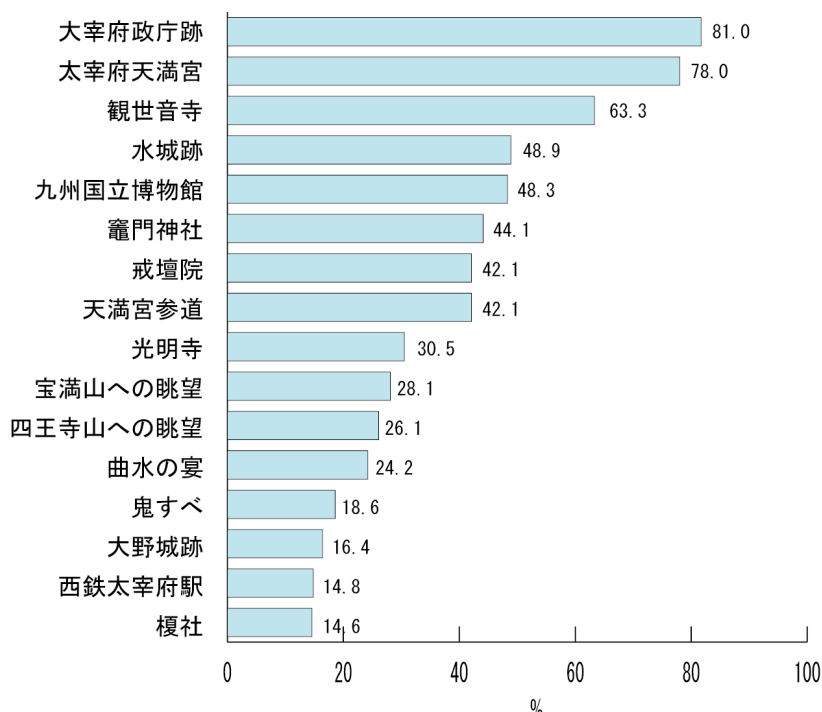


重点区域の境界

3 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

重点区域は、太宰府市の維持向上すべき歴史的風致の大部分が展開される場所であり、また本市が平成 20 年度に市民に対して実施したアンケート調査で市民の多くが地域のシンボルとして認識している大宰府跡、水城跡、太宰府天満宮といった史跡地や歴史的建造物が存在している。重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を推進し歴史的建造物の保存・活用や歴史的市街地の環境整備を推進することで、市民の歴史的風致に対する認識や愛着が深まることが期待される。また、重点区域は、太宰府天満宮への参拝客や九州国立博物館への来館者を始め、市外からの多くの参詣者や観光客が訪れる中心的な場所であり、重点区域の歴史的風致の維持向上にともない、太宰府市固有の情緒や風情が多くの人に伝えられ、伝統文化の円滑な継承や人々の交流促進などが期待される。

なお、重点区域は、景観計画において景観を重点的に育成する地区として指定される景観育成地区と多くが重なり、太宰府の歴史性を踏まえた景観育成のためのルールが定められることとなっている。当該区域において、本計画に基づく施策の推進と合わせ景観の規制誘導を図ることにより、歴史的風致の維持向上に相乗的な効果を与えることが可能である。



出典：景観に関する市民意識調査（平成 21 年）

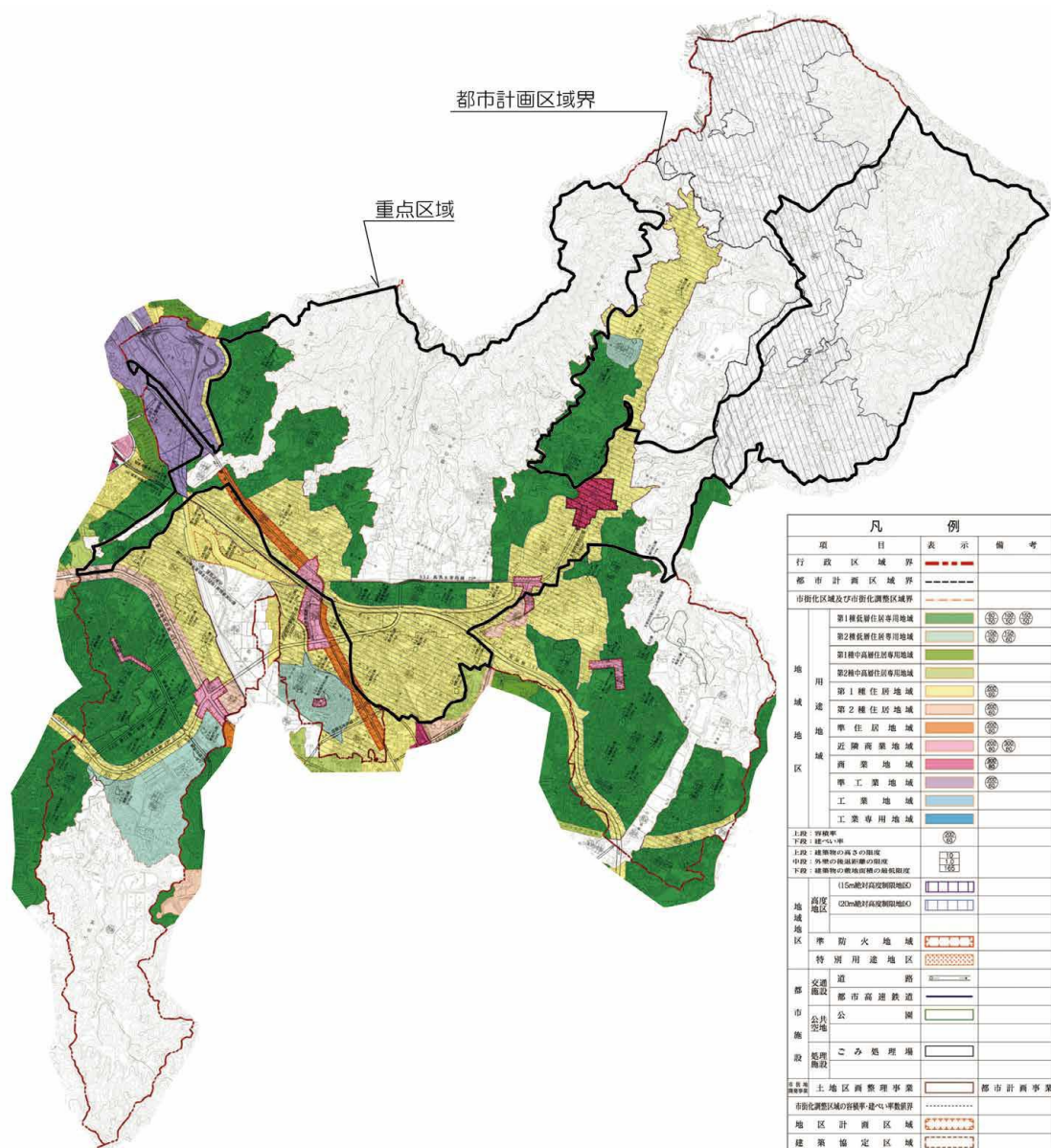
太宰府らしさを感じさせる場所、守り育てたい景観（上位 15 か所）

4 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み

(1) 都市計画法に基づく措置

太宰府市の都市計画は、市域約 2,958ha のうち、約 76%に当たる約 2,253ha が都市計画区域に指定されている。都市計画区域は区域区分しており、約 1,182ha が市街化区域である。また平成 19 年には、北谷・内山地区の約 378ha が準都市計画区域に指定された。

重点区域は、その多くが都市計画区域内に含まれるが、東部に位置する宝満山は準都市計画区域を含んではいるものの、広い範囲で都市計画区域から外れた区域である。一方、多くを占める都市計画区域内において、史跡指定地と太宰府天満宮の境内地の一部が市街化調整区域である。市街化区域内の主な用途地域は、西鉄太宰府駅と参道を中心とした門前の一部に商業地域、西鉄五条駅周辺及び関屋周辺に近隣商業地域、史跡指定地に隣接する住宅地には第一種低層住居専用



太宰府市都市計画図

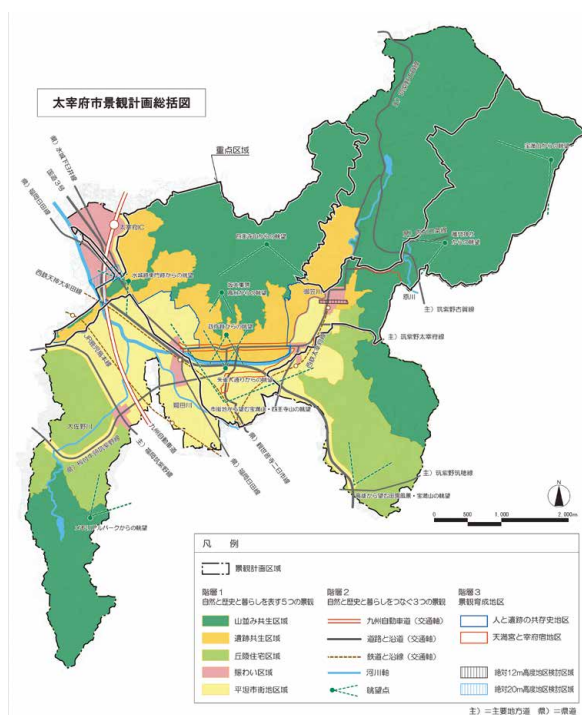
地域、県道福岡日田線沿道に準住居地域、それ以外は大半が第一種住居地域に指定されている。

このうち市内唯一の商業地域である西鉄太宰府駅周辺の約 10ha は、平成 12(2000) 年に絶対 15m 高度地区を指定し参道周辺の歴史的市街地と調和しない高さの建物について規制を図っている。また、同年には商業地域に太宰府門前町特別用途地区を指定し、商業地域での立地が認められている 3,000 m²を超える店舗、事務所や工場などの立地を制限している。

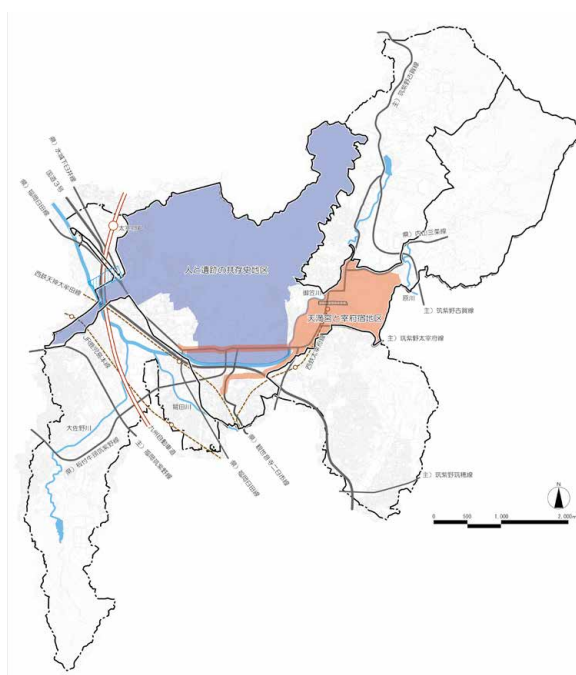
また史跡地と隣接する第一種低層住居専用地域は、都市計画で建築物の高さを 10m に制限しているほか、その他の用途地域については、一部を除き絶対 20m 高度地区を指定しており、重点区域の市街化区域ではほぼ全域において建築物の高さのコントロールを行っている。今後は、特別史跡大宰府跡や史跡大宰府学校院跡ならびに観世音寺及び子院跡の南面に接する県道筑紫野－太宰府線沿線における歴史的風致維持向上地区計画の導入による歴史的景観に配慮した店舗誘導や、太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会での議論を踏まえた参道における高さ 12m 制限などの景観地区ないしは地区計画の導入など、良好な市街地環境の維持向上を図る。

(2) 景観法に基づく措置

太宰府市では、昭和 59(1984) 年に「太宰府市景観保全に関する指導要綱」を定め、史跡地及びその周辺を「美観地区」に設定し景観誘導を図ってきた。美観地区内における建築に対しては、①屋根は、寄せ棟、切妻、入母屋など、勾配及び軒の出があるものとし、その勾配は極端な緩勾配、急勾配でないこと、②屋根の色彩は、黒・灰などの黒系統とすることを定め運用を行ってき



自然と歴史と暮らしを表す5つの区域



景観育成地区と重点区域

■景観育成地区

景観上重要な地区で、積極的に良好な景観の形成を図る地区として景観育成地区を指定し、地区ごとの景観形成の方針と景観育成基準を定めます。本計画においては、次の2地区を位置づけますが、適宜地区の拡充を図ります。



景観育成基準



「さいふまいの道」沿道景観



「小鳥居小路」沿道景観

た。平成22年度に景観法に基づく景観計画を策定し、平成23(2011)年4月1日より「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」として施行している。市域全体を景観計画区域とし、その中を自然、歴史、暮らしの視点で「山並み共生区域」、「遺跡共生区域」、「丘陵住宅区域」、「賑わい区域」、「平坦市街地区域」の5つの区域に区分し、それぞれについて景観形成の方針、景観育成基準、届出対象行為を定めている。重点区域にはこの5区域が全て含まれるほか、景観上重要な地区で、建築行為などに対するきめ細やかな基準による規制と重点的な景観整備などにより積極的に良好な町並みの保全・創出を図る地区として、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っている。景観育成地区は、景観施策によって太宰府市民遺産の育成を図ることを基本としており、景観計画策定当初は「人と遺跡の

共存史」景観育成地区と「天満宮と宰府宿」景観育成地区の2地区を設定し、ほとんどのエリアは重点区域に含まれることとなる。これらの地区は、建築行為時の史跡地やその周辺景観や門前の町並みへの配慮、自然素材を用いること、伝統的な家並みや山並みに調和した色彩とすることなどの景観育成基準が詳細に定められ、景観保全を図っている。重点区域において景観育成地区が設定されていない範囲については、歴史的風致を考慮し、今後も景観形成に重点的に取り組む必要がある地区に設定していく。

(3) 屋外広告物の景観誘導

本市は、これまで福岡県屋外広告物条例による景観誘導を図ってきたが、平成29年4月より「太宰府市屋外広告物等に関する条例」を施行し、重点区域内の4つの通りを広告物景観育成地区とし、その地域にふ

さわしい屋外広告物の景観誘導を開始した。また、特に景観誘導を図る必要がある政庁通り地区について、観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画区域を定め都市計画法による広告物の景観誘導を図っている。

(4) 史跡指定による保護

歴史文化基本構想の中で、未来の市民に継承していく文化遺産を、行政が

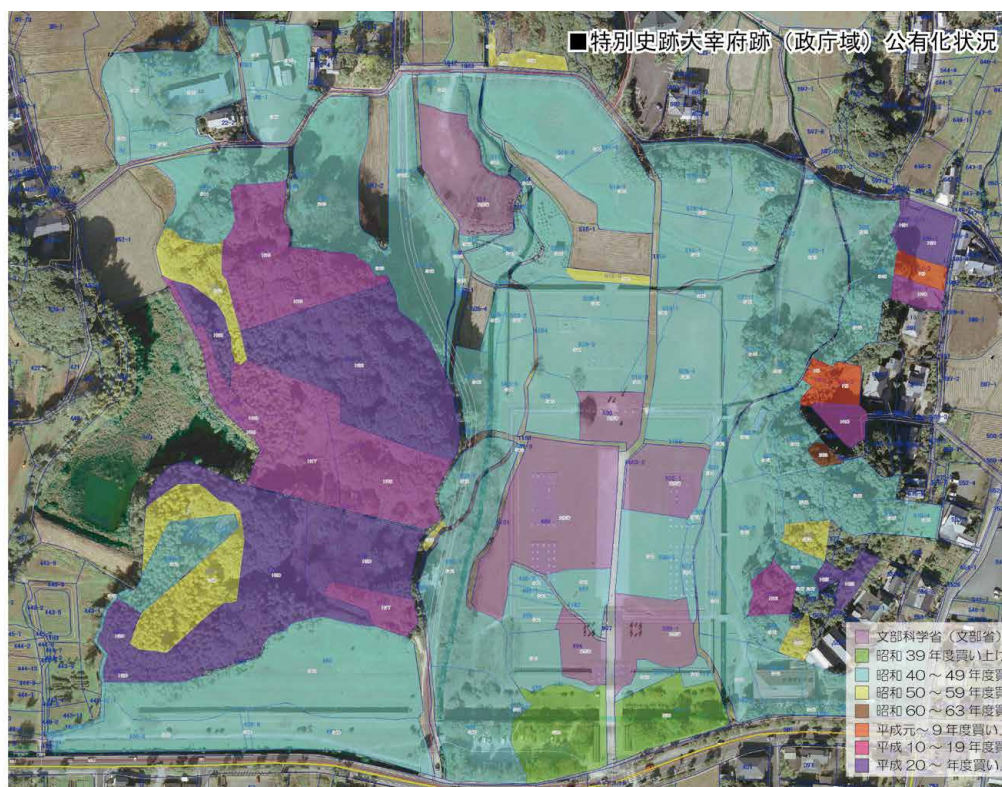
責任をもって継承する手立てとして、文化財として「保護する」とした。その一つの方法として、重点区域には、文化財保護法に基づき特別史跡3件、及び史跡5件が存在している。現在の史跡指定地は約485haであり市域面積の17%を占めている。これにより福岡都市圏の開発圧力から守られ、史跡と近世以来の集落が共存する風景が広がっている。史跡地内で行われる現状変更許可申請は所有者・管理者との歴史的風致を踏まえた協議を経て行っていく。また、大宰府跡と水城跡では、史跡指定地拡張を進めており、今後も史跡地の確実な保護を図る。

歴史的通り沿いなど、広告物景観を特に重視する地区。
 ・屋外広告物の高さ、表示面積等の規格に加え、意匠、素材、色彩、1敷地内の総量等に景観誘導のための基準があります。
 ・特定屋内広告物に関する基準があります。
 ・政庁通り地区・住宅地ゾーンには地区計画区域（下図参照）があり、本制度とは別の基準があります。

【広告物景観育成地区 詳細図】



広告物景観育成地区と地区計画区域



特別史跡大宰府跡（政庁跡）公有化変遷図

第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

1 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 全市に関する方針

ア 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

市内全域には国・県指定文化財及び市指定文化財として総数 111 件が存在している。有形文化財・有形民俗文化財のうち文化財の指定がなされているものは太宰府天満宮・竈門神社・観世音寺・戒壇院・九州国立博物館・福岡県・北谷区自治会及び個人で所有もしくは管理されている。その多くは国もしくは県指定の文化財である。今後は所有者、管理者の意識向上や情報共有のための団体の組織化を検討する。市指定文化財は指定件数が少ないため、文化遺産調査ボランティアや市史編纂時の調査成果などを活用して、積極的に指定を進め保護を図る。

建造物は、個人所有などの文化財についても原則公開されている。確実な保護のため現状の調査・診断を進め、所有者・管理者などとの協議のもと保存活用計画を策定するなど、計画的な保存修理を行っていくものとする。さらに、対象の文化財に適した活用方策などを所有者はじめ近隣住民、太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会をはじめとするまちづくり団体と検討していく。

記念物は市が管理団体となって保存管理を行っているものがほとんどであり、特に史跡は平成 25(2013) 年に新たな史跡として宝満山が指定され 8 件（特別史跡 3、史跡 5）、面積は約 485ha である。そのうち約 67%を公有化して管理し、現在は特別史跡水城跡の保存整備事業また特別史跡大野城跡の保存整備事業が実施されている。今後は保存管理計画の策定を行い適切な管理に努めるとともに大宰府跡の再整備や蔵司跡の整備活用、さらには御笠川で分断された水城跡の回遊性を持たせた再整備について検討していく。また福岡都市圏の住宅都市として開発圧力が高く、埋蔵文化財の緊急発掘調査が通年・複数個所で実施されており、今後も現場説明会などを通じて地域の歴史文化の普及活動を行う。

大宰府天満宮神幸行事、鬼すべ、竹の曲といった無形文化財は、詳細な記録がなされていないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、後継者育成を図るほか、記録作成や市民に対する普及啓発を推進するなど保存継承に努める。

未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものから調査を行い、文化財指定などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、その所有者や管理者、また行事や伝統工芸などの実施団体や保存会などと緊密に連携し、適切な支援を図る。例えば梅ヶ枝餅などの伝統的産業や集落の行事、連歌などの無形の文化財の実態調査を行い、後継者の育成や記録作成など、継承のための保護措置について検討する。また、既往調査などで歴史的価値が明らかになっている門前の歴史的建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定などを行い、保存・活用を図るとともに、住民・来訪者むけに周知化を図る。

文化財の調査については、多くの市民ボランティアとともに総合的に把握・調査の活動を展開し、歴史文化基本構想にある文化遺産を「見守る」手立てとして、市 HP への公開を行い、広く市民へ

知らせることで、身近な文化財（文化遺産）の周知化と見守ることを促していく。今後は、この活動を進め市民とともに文化財をその周辺環境も含めて保存活用するための歴史文化基本構想の実践を通して、太宰府市民遺産の取り組みを推進することなどにより、文化財指定の有無を問わず、文化財を守り育てることが豊かな普段の生活につながるという市民意識の醸成を図る。

イ 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理には、適切な保存が図られるよう所有者・管理者が日常管理・点検を行うことで、損傷の早期発見に努める。また修理が必要な場合は、調査などにに基づき計画的に実施する。さらに、災害に対しての復旧・修理も文化財の保存を図りつつ、今後も文化庁や福岡県教育委員会などの関係機関、部局と連携して実施する。文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法が定める現状変更許可などの法令を順守し、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図る。必要に応じて専門家などによる委員会を組織し、調査に基づき履歴に沿った適切な方法による修理や整備を行っていく。修理状況が公開できるものは、説明会などの機会を設け積極的に公開し、修理技術などの市民への普及啓発を図る。

未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し価値を毀損することがないように所有者・管理者との連携を密にする。また今後、所有者・管理者に対する支援のあり方について検討する。

ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

太宰府市には、昭和 46(1971) 年に史跡整備が開始された政庁跡や、九州自然歩道として整備活用が図られている宝満山については、歴史の「生」資料に触れることができる史跡が広く公開されている。また、九州国立博物館を始め、特別史跡太宰府跡に設置されている大宰府展示館、さらに平成 8 年には太宰府市文化ふれあい館が開館し、それぞれが文化財の保存・活用の拠点施設となっている。観世音寺には昭和 34 年に宝蔵が建設され金堂・講堂から諸仏が移され公開されている。太宰府天満宮では平成 4 年に文化研究所を併設する建て替えられた宝物殿で社宝が保存・公開されている。これらの施設については、設置から時間を経て老朽化並びに、バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザイン化が著しく立ち遅れているものもあることから、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の修理や整備などの検討及び実施や支援をしていく。

また、大宰府関連史跡の総合的な調査研究・公開活用場である九州歴史資料館が平成 22 年 7 月に市外へ移転したこともあり、関係諸館がさらに連携を深め文化財の資料収集や調査研究を推進するとともに、施設機能の充実と公開活用を図る。

加えて、太宰府天満宮や大宰府関連史跡などさいふまいの立ち寄り所を回遊する歴史の散歩道のネットワーク強化を図る。特に太宰府市文化ふれあい館や大宰府展示館は歴史の散歩道を散

策する人々が滞在、休憩できる施設となっており、これらの施設を核として今後は、歴史の散歩道沿いに市民や来訪者がより文化財の存在と価値を認識することができるよう、解説板や休憩施設（ベンチなど）等の整備を図る。

エ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の価値を保全するためには、文化財単体の保存だけではなく周辺環境と一体的に保全される必要がある。福岡都市圏の開発圧力が高い本市は、文化財の周辺環境の変化がおきやすい状況に置かれており、以前より都市計画法に基づく高度地区の指定による建築物の高さ制限や、市独自要綱による美観地区を設定し建築物の形態・色彩に一定の制限を設けるなど、文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。今後も都市計画法や条例などによる取り組みを継続するとともに、平成 22 年度に策定した景観計画で、特に景観形成を図る必要がある区域については景観育成地区を指定し、太宰府の歴史性を踏まえた建築物の形態や色彩などの基準を設けるなど文化財に配慮した景観の規制誘導策を講じることで文化財の周辺環境の保全を図っている。さらに、特別史跡大宰府跡から史跡観世音寺および子院跡南側の県道筑紫野－太宰府線について、市域の文化財を巡る回遊性の向上とともに、歴史的風致に合致した店舗誘導を行うべく、歴史的風致維持向上地区計画の導入を図り、来訪者への利便性向上を行う。また歴史的建造物の周辺では修景や緑化を図るなど文化財周辺の環境保全を行うとともに、本市の歴史的風致が、四王寺山や宝満山並びに参道周辺の緑といった周辺環境と一体となって形成されていることから、これら緑の維持管理に努めると同時にその仕組みや体制を検討し、保全を図っていく。

オ 文化財の防災に関する方針

火災に関しては、日常より定期的な見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などとの連携を図る。万が一の火災発生に迅速に対応できるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、設置及び更新を行うとともに、現況調査に基づく文化財の防災計画の策定を検討していく。また、消防署や地元消防団と連携し定期的に文化財収蔵施設などを巡回・点検し、非常時における防災設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取り組みを通じて日常の防災意識の向上を促進する。

地震災害への対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。豪雨や台風などの自然災害が発生した場合には、平成 13 年に策定された地域防災計画に基づき対応することを基本とするとともに、事前の策として、災害危険箇所の把握と、計画的管理を行うための樹木管理計画の策定並びに樹木伐採事業を展開し、豪雨や台風の際の地形崩壊の要因となる大木管理を実施する。

また近年、文化財への落書きなど意図的な毀損や、美術工芸品や彫刻、路傍の石仏などの盗難

などの行為に対する文化財の防犯対策の必要性が高まっており、警察署などと連携し巡回・点検の強化や地域との情報共有化を推進し、防犯性能の高い錠への付け替えを進めるなどの対策を促進する。

カ 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

現在、歴史文化基本構想の策定過程にて立ち上がった文化財の総合的把握の取り組みによる調査が市民ボランティアによって継続されている。ボランティアに参加している市民の間には、太宰府の文化財を自ら発見し育成する気運の高まりが見られ、今後も調査を継続するとともに、より多くの市民の参加を促す取り組みとなっている。加えて、太宰府市民遺産の取り組みを推進しており、文化財を大切に守り育てるという認識が市民に共有され、併せて生きがい発見へと醸成されつつあることから、さらなる推進を行う。

また、地域に根付く行事や伝統文化の継承者を育成するために、子どものころから太宰府の伝統文化を身近に感じ、愛着を育む取り組みを推進するとともに、これらの伝統の保存継承に取り組む活動に対して適切な支援を講じるための仕組みを検討する。

加えて、普及・啓発活動として、教育委員会や財団法人、NPO法人などにより、展示や講座、案内などが行われており、今後もこうした取り組みを推進していくとともに、市民や来訪者への情報提供に努める。

キ 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、大規模開発などで失われた部分を除き市域の約70%に及ぶ。これらは地域の貴重な歴史資料であると同時に、我が国の歴史を語る上でも重要なものである。これら包蔵地は、「遺跡区分図」として公開し、閲覧できるようパンフレットの無料配布や市ホームページでの公開など、周知を行っている。

土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、福岡県教育委員会や福岡県那珂県土整備事務所などの関係機関とも連携を図る。また、事業者などとの事前協議を十分に行い、現地保存ができるだけ可能となるよう調整を図り、やむを得ず現地保存ができない場合も適切な発掘調査、調査成果の公開、報告書の刊行を行う。さらに、発掘調査によって保存すべき埋蔵文化財と判断される場合は、文化財指定や土地の買収によって保存を図り、整備公開することに努める。また、史跡指定地での計画的な発掘調査では、その目的を明確にし、現状変更許可など法令を順守し実施する。

ク 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制に関する方針

本市の文化財保護担当部署は教育委員会文化財課であるが、平成21年度に建設経済部都市整備

課に景観・歴史のまち推進係が設置された。これを契機に教育委員会と市長部局が一体となって景観、環境、観光などの分野で文化財をいかしたまちづくりを推進している。

文化財の審議会である太宰府市文化財専門委員会（以下、専門委員会）は、教育委員会の諮問に応じて文化財の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申する。学識経験者 8 人で構成されており、各専門分野は、歴史学分野 3 名（古代、中世、近世の専門が各 1 名）、建築分野 1 名、美術工芸分野 1 名、民俗分野 1 名、考古学分野 1 名、天然記念物分野 1 名となっている。今後も専門委員会の調査審議を踏まえ、来歴に沿った文化財の保存活用を図るほか、必要に応じて専門委員の増員など体制の強化についても検討する。

また、史跡に関して土地の買収、管理及び整備計画について適正な計画とその実施を促進することを目的に太宰府史跡対策委員会（以下、対策委員会）を設置している。史跡地地元代表 10 名と識見を有する者 4 名の計 14 名で構成されている。今後とも対策委員会を通じて、地元との連携を図りながら、史跡地の公有化や整備を進めて行く。

ケ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本市には、文化財の保存と活用に関わるまちづくり団体や NPO などが存在し、さまざまなテーマで積極的な活動を展開している。今後とも、各種団体の多様な活動の継続を図るため、情報の提供や人材の育成などに協力する。また、活動団体の交流、ネットワーク化を推進する。

特に伝統文化などについては、現在、「竹の曲保存会」や「木うそ保存会」が活動しているが、その他の無形の活動についても、太宰府市民遺産の育成に取り組む団体や伝統文化の継承や後継者育成を図るための保存団体の育成を促すことで、市民全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。

（２）重点区域に関する事項

ア 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、市内にある国・県・市指定文化財 144 件のうち 142 件が所在している。指定文化財は、文化財保護法や福岡県及び太宰府市の文化財保護条例に基づく保護措置が講じられているが、所有者、管理者などと連携のもと修理及び旧状を踏まえた整備を推進する。有形文化財が多数を占めるがその所有者、管理者は 9 団体、個人であり、今後はより連携して保存、活用を図るため、所有者、管理者の団体の設立を進める。民俗文化財は有形 2 件、無形 3 件が指定されている。特に、無形文化財は詳細な記録がなされていないため、保存団体などと連携して記録作成を行い、また、後継者育成方策を検討する。記念物で史跡については、近年増加する豪雨等による自然災害への対応を含め修理を実施し、より活用され人々の憩いの場ともなるよう来歴に基

づいた整備を実施する。また歴史の散歩道を中心として、散策路の整備や沿道の案内板設置などの環境整備を推進することで、個々の文化財を有機的にネットワーク化する。

未指定の文化財は、文化遺産調査ボランティアなどによる調査を継続し、必要に応じて文化財指定を行い保護措置を講じるほか、指定に至らない文化財も市民遺産の取り組みなどにより保存活用を図る。戒壇院山門、土塀や門前の町屋などの歴史的建造物は、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し修理を実施する。また、地域に根付く行事や伝統文化など無形の文化財は、情報提供や人材の育成に関する支援を講じ継承を図るほか、文化財の保存・活用にかかわる各種団体などと連携して、市民に対する普及啓発を推進する。

【重要文化財（建造物）】

太宰府天満宮本殿が菅原道真一千百年忌大祭に合わせて平成 14（2002）年に檜皮の葺き替えや柱の漆の塗り替えなどの大修理が行われたが、その後も豪雨・台風による災害で小規模な修理が行われている。今後は所有者と連携し保存活用計画を策定するなど、計画的な保存管理、活用を図る。

【史跡】

特別史跡水城跡と大野城跡で平成 15 年水害に対する災害復旧が終了し、引き続き復旧と整備に着手している。史跡は、全域がどこからでも入ることができ、集落を含む形で公開されており、まちを歩いているといつの間にか史跡に入っている環境となっている。また、市民の憩いの場として定着しており、大宰府跡・水城跡・大野城跡などは、大宰府政庁市民まつり、秋思祭、古都の光など、多様な行事に活用されている。大宰府関連史跡は昭和 45 年に定められた保存活用計画により運用されているが、史跡の拡大、周辺環境の変化などと整合しない部分が出てきている。平成 17 年に定めた大宰府関連史跡に関する保存活用方針に基づき活用も含めた保存活用計画の策定を行う。その際には、福岡県及び史跡が連続する近隣自治体との調整を図る。

平成 25 年度に新たに史跡宝満山が指定された。近年の登山者増加に伴い、多くの人々が訪れる山として親しまれているが、豪雨並びに登山者増加に伴う修験の道の荒廃が進んでおり、史跡活用も含めた史跡保存管理計画の策定を行う。平成 26 年度には、「客館跡」と想定された遺跡が特別史跡大宰府跡に組み込まれ史跡指定を受け、地理的にも来訪者がまず目にする場所であることから、整備方針策定を実施し工事に着手する。

【県、市指定文化財】

建造物については福岡県指定有形文化財の観世音寺金堂の傷みが目立ち始めており、適切な修理を講じる必要がある。一方、市指定文化財は重点区域内では、指定文化財全体の 16% であり、今後、調査の充実を図り、建造物や民俗文化財などこれまで積極的に保護できなかった分野につ

いて指定などにより適切な保護措置を講じる。

太宰府市文化財保存活用計画での太宰府関連史跡の保存・活用方針

●天満宮と門前の町並みの保存・活用

太宰府関連史跡と並び本市の特性をイメージさせる文化遺産に太宰府天満宮及びその門前の町並みがあります。九州国立博物館との効果的連携が多方面から検討される中、自らの機関により専門的な研究が進められる太宰府天満宮に対して、門前は、成立以来変化しつつも賑わいを絶やすことなく生き続け、多様な景観を創り出してきた個性ある町並みです。

このため、太宰府市民遺産になりえる「太宰府天満宮の門前」が地元を中心とした市民と協働で育成されるにあたって、文化遺産である町並みと民家などの相応しいマネジメントのあり方を文化財保護の視点から整理する必要があります。

今後は文化財保護の視点に基づいて、店舗経営者を中心とした市民意向が反映され、創造的変化を受け入れる太宰府天満宮門前の町並みの景観形成に取り組んでいきます。

●共存の歴史を示す保存・保全整備

これまでの発掘調査等研究により遺構の存在が明確な遺跡および既整備の遺跡については、遺跡本体の価値の保存を最優先しつつ、明らかとなった遺跡の範囲（輪郭）や形状、周辺地形や関連遺跡との空間的な関係性を太宰府市民遺産のストーリーに沿って分かりやすく展示する保存整備および再整備を推進します。

その他の未調査で当該史跡における位置づけや遺構の存在などが不明な場所および調査で遺構の存在が認められなかった場所に関しては、集落や農地、山林（かつての里山）、溜池、旧道や水路等の中世または近世以降の履歴を尊重して、その土地利用を保全することで住み続けられる史跡としての整備を図ります。特に水田などの耕作地については、人と遺跡の共存の歴史を示す重要な景観要素として、また、地下遺構の保存上有効な手段として履歴に基づく復旧を検討します。一方で、保存していくために自然災害からの防止策を検討する必要もあります。そのためには危険箇所のリストアップを行い、関係機関との連携を図り文化財の価値を尊重した防災措置を行います。

このように、遺構の保存整備や再整備については、その範囲を限定して輪郭を明確化しつつ、それ以外の区域を集落的な土地利用として回復、保全していくことで、当該史跡およびその周辺環境のもつ人と遺跡の数百年にわたる特徴的な共存史を展示します。

●市民と来訪者の活用を促す環境整備

保存・保全整備によって顕在化するそれぞれの太宰府市民遺産のストーリーを、市民や来訪者に分かりやすく展示、解説し活用を促すために、発見の小径（ディスカバリー・トレイル）を設計します。トレイルには、実際に体験する活動に必要な最低限の歩道整備やサインの

整備、交流利便施設（駐車スペース、休憩所、公衆便所など）の整備を推進します。また人の住む市民遺産であることから、民間による観光・交流サービス（案内所、飲食店、土産物店、ギャラリー等）を許容するなどの措置も検討すべき内容と考えられ、対応する現状変更の許可の指標の見直しあるいは具体化を行います。来訪者の滞在活動を有意義にするための環境づくりを推進します。

●市民などと連帯した管理運営のシステム整備

人が住み太宰府市民遺産である集落と農地、溜池などについては地域の住民に、また整備済みの遺跡や旧農地、溜池などの管理については、(財) 古都大宰府保存協会をはじめ市民やNPOなど団体の積極的な活動を促進します。山林に関しては、権利関係や保安林指定等との整合を図りながら、里山に復旧するための間伐や植生の復元、復元後の里山散策路の整備など、市民やNPO など団体との協働のもとに進めます。また、史跡での活動に対する活用の幅を広げることで、史跡地が多くの人々に認識され愛されるものとしします。

今後の史跡地全体の管理運営は、現状変更許可の考え方や史跡地での自主的な活動への柔軟な対応指針を保存活用計画のなかで定めていきます。また、地域の住民や市民、NPO など団体の参加と理解を得るための運営組織の設立、また評価し修正するためのチェック機関としての役割を果たすため、史跡対策委員会の役割と機能の強化を行います。

さらに、関係各機関（福岡県・関連市町・九州歴史資料館・(財) 古都大宰府保存協会等）との協議を行うことで、史跡の保存活用方針に関する共通理解を得て役割分担の見直しと明確化を行います。史跡地に関するものにとどまらない太宰府市民遺産に関するガイドブックやホームページなどの情報発信等についても、市民等と連帯した管理運営のシステムとして整備に努めます。

イ 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理は文化財の価値を損なうことなく損傷箇所を修理する必要があり、そのための詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明確にし、履歴に基づいた修理（整備）による文化財の価値の維持を図る必要がある。

現状を変更する事業の実施については、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例により現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて行う。また、その際には、文化庁や福岡県教育委員会などの関係機関と連携しつつ、必要に応じて有識者の意見聴取などに努める。

【国指定文化財の修理と現状変更に関する計画】

《特別史跡水城跡》

特別史跡水城跡は御笠川より西側は土塁頂部が市境となり北側の管理団体は大野城市である。昭和40年代に福岡県により保存整備事業が行われた。その後、活用を含めた再整備計画が大野城市により提示されたが、太宰府市側全体を含めての保存整備計画が大宰府史跡調査研究指導委員会で要請された。平成16・17年度にそれぞれの市で水城跡に関する整備基本計画・環境整備方針が出され、大野城市では平成18(2006)年から、本市では同19年度から保存修理を開始している。今後も土塁上で繁茂した樹木の整理を行いつつ、平成22年度には御笠川左岸欠堤部のり面の保存修理、平成23年度には御笠川左岸土塁保存修理など、順次保存修理を先行させつつ、東門跡周辺の整備を行う予定である。このように市民の憩いの場となるよう、また、来訪者の人々が名所としての水城跡を体感できるよう大野城市と連携し、文化庁、福岡県、大宰府史跡調査研究指導委員会、大宰府史跡整備指導委員会の指導のもと、回遊性の向上や周知化のための整備を実施していく。

太宰府市文化財保存活用計画での水城跡の整備方針

●水城跡

水城跡は損傷が著しく、環境整備にあたってはこうした箇所の修理・復旧が急務の課題となっています。水城跡を末永く保存していくため、遺跡損傷箇所の修理・復旧といった保存整備を第一に、その修理・復旧が進展した段階で、多くの人々が水城跡に訪れ、利用し、触れうるような環境整備に取り組みます。

水城跡を損傷等から守るため遺跡の修理・復旧や緑の計画的管理といった保存整備に取り組みます。また、来訪者のアクセスを考慮した導入拠点の配置や水城跡を知ってもらう上で重要な場所等を回遊拠点として整備し、そしてそれらを含め全体をつなぐネットワークの形成に取り組むことで、より多くの人に水城跡を知って親しんでもらえる史跡地の公開を目指します。

なお、史跡地を公開する上で取り組む環境整備にあたっては、大野城市等との連携を強化し、全体として統一感や調和を確保します。また、市民等との連携にも努め、人々に支持され記憶に残る水城跡の実現に取り組みます。

《特別史跡大野城跡》

特別史跡大野城跡は本市のほか、大野城市、糟屋郡宇美町の二市一町にまたがっている四王寺山一山がその範囲である。修理や整備にあたっては、福岡県を中心に関係市町と連携を図っており、平成15(2003)年の豪雨災害に際しては、福岡県と太宰府市において復旧した。引き続き福岡県により大野城跡の枢要な要素である土塁の整備が平成20年度から行なわれている。平成22年度は増長天西側土塁修理および整備、平成23・24年度は増長天礎石群の整備を実施し、順次、土塁、石塁、礎石群の整備を行っていく予定である。

《特別史跡大宰府跡》

特別史跡大宰府跡は平成 21 年度より蔵司跡の計画調査が九州歴史資料館により行われている。大宰府史跡調査研究指導委員会、大宰府史跡整備指導委員会の指導の下、平成 28 年度より再整備計画の策定を行い、大宰府政庁跡の再整備について検討するとともに、可能な箇所より整備を実施する。

【県指定文化財の修理と現状変更に関する計画】

太宰府天満宮の石造鳥居・石造燈籠は鳥居が台風により折れた大木で損傷したほかは、良好な姿を保っているが、屋外の石造物であるので酸性雨・生物による侵食に注意を払い、所有者と協議しつつ、必要であれば保存措置を福岡県の現状変更を受けて行う。観世音寺金堂及び講堂は小修理が適切に行われているが、金堂屋根の劣化が目立ってきており調査と修理を平成 25 年度から実施する。

【市指定文化財の修理と現状変更などに関する計画】

陣ノ尾 1 号墳は、住宅地に隣接した古墳時代の円墳で、昭和 61 年に保存整備が実施されているが活用が十分になされていない。回遊ルートである歴史の散歩道に隣接しており、市教育委員会の現状変更許可を受けて平成 23 年度から解説広場の整備を図る。

【保存の処置が執られていない文化財の修理に関する計画】

《幸ノ元溝尻水路》

平安時代から続く都市の骨格となる水路であるが、取水口の毀損、小鳥居小路での暗渠化が進行しており、歴史的風致形成建造物に指定し、平成 24 年度から小鳥居小路水路の保存修理と取水機能の復旧を図る。

《歴史的建造物》

門前に残る伝統家屋や社寺の土塀などは、傷みが進行しているものも見受けられるため、所有者、管理者などと修理や公開に関する協議が整ったものについて、歴史的風致形成建造物の指定を行い、平成 23 年度から保存修理を実施する。特に戒壇院の山門、東門、土塀については平成 26 ～ 28 年度に修理を予定している。

太宰府市文化財保存活用計画での門前の整備方針

●門前

町筋ごとに特徴を備えた景観的特性と建築様式の回復が求められます。特に馬場と大町、小鳥居小路と錦ノ町には、二階に下屋庇を備え、閉鎖的または開放的な構えを呈した町家建築が比較的多く残されており、これらの建築様式や残された古写真をモデルとしつつ、町筋ごとに

固有の町並み景観を形成すること、斎垣や水路、石垣や石積、門や塀など、古写真に基づいて失われた景観要素の回復を図ります。

回復が困難な景観的特性に代わるべき新たな景観的特性の創造が求められます。特に茅葺町家が建ち並んだ新町・横町・中町・下町や三条では、継承すべき空間的特性と建築類型を踏まえつつも、茅葺町家に代わるべき新たな町筋ごとの建築様式が創造可能な景観的枠組みを、歴史的根拠に依拠することなく創造する。また、景観的特性の根拠となる伝統的景観要素が必ずしも密度高く残らない他の町筋においても考慮します。

ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

太宰府天満宮から大宰府関連史跡の中を回遊する歴史の散歩道は、太宰府の歴史的風致を身近に感じることのできる散策路であり、平成 22 年度から荒れた散策路や防護柵の改善などをはじめ説明板の設置や解説広場を整備し、関連する文化財を有機的に連結し地域全体で文化財の価値の向上を図る。また大野城跡や観世音寺境内及び子院跡に位置する四王寺山周辺の市民の森の緑の管理、解説板やベンチなどの休憩施設の設置を平成 23 年度から図る。これらの整備にあたっては、史跡への影響を十分に考慮し、史跡の整備計画と整合させ、法令を順守して現状変更許可のもと実施する。

一方、神幸式の通り道であるどんかん道、さいふまいの経路である参詣道や日田街道には、歴史的風致を損ねることがないように配慮しつつ、説明板、解説広場、ベンチなどの休憩施設の設置などを平成 23 年度から行う。また参詣道から水路で隔てられている大宰府学校院跡へのアプローチの整備を平成 23 年度に実施する。

さらに、歴史の散歩道の中核施設である太宰府市文化ふれあい館、大宰府跡の大宰府展示館等の施設整備や情報発信力の充実を図ることを通して、平成 30(2018) 年に史跡地内で活動する史跡環境保全並びに史跡継承活動団体のネットワークを形成に資するための施設整備を行い、市民力による史跡継承へとつなげていく。

エ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

史跡指定地との境界部分など太宰府市の指定文化財の周辺は、第一種低層住居専用地域が指定されている場合が多く、これらの地域は都市計画法で建築物などの高さが 10m に制限されており、周辺環境の保全が図られている。

また景観計画では、史跡指定地と太宰府天満宮門前がそれぞれ景観育成地区として重点的に景観誘導を図る地区として位置づけられ、景観誘導が図られている。史跡指定地を中心とした「人と遺跡の共存史」景観育成地区では、これまで市独自の要綱で定められていた美観地区のルールを景観法に基づくルールに移行し、史跡、山並みなどと調和した景観形成が図られている。また「天満宮と宰府宿」景観育成地区では、参道、小鳥居小路、どんかん道、さいふ参詣道の沿道の景観

形成を主眼とした基準が設けられ運用が図られている。このように文化財が集積するエリアに景観法によるきめ細やかな景観誘導を図ることで文化財の周辺環境の保全を図っている。

加えて、門前の町並みやどんかん道をはじめとする歴史的な通りの沿道にある駐車場などで歴史的風致を損ねるものについては、平成 25 年度から市の生垣条例の制度を拡充し、緑化修景を推進する。また現在は埋め立てられている姿見池の修景整備に平成 23 年度に着手し、衣掛天満宮の周辺環境を保全する。さらに山上（三条）口と高橋口にある三浦の碑の周辺の環境整備を平成 23・24 年度に実施する。

オ 文化財の防災に関する具体的な計画

毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせ、九州国立博物館、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、国分寺などの重要文化財が所在する建造物において、筑紫野太宰府消防本部、太宰府消防署、市消防団、市教育委員会が連携し、文化財の管理状況について予防上の査察と指導を行っている。またこれに合わせ、太宰府天満宮では天満宮自衛消防隊との連携で火災訓練を実施しており、防災意識を高めている。今後もこれらを継続するとともに、所有者・管理者とともに自動火災報知機や警備システムの整備に努め、また盗難などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密にすることを図る。また、木造建築物が連続する町並みの門前は、火災などによる重大な被害も懸念されることから、歴史的建造物に関する防災計画の策定を行う。

近年突発的に起こる豪雨や台風における土砂災害危険地域が史跡地内に存在し、必要箇所について土砂災害の誘因となる大木など樹木に関する管理計画を平成 23(2011) 年より立案し、災害防止を目的とした樹木管理を実施する。

カ 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の普及啓発に関しては、教育委員会文化財課が主催する太宰府発見塾、財団法人古都大宰府保存協会による大宰府展示館での史跡に関する展示や史跡解説員による案内、また太宰府市文化ふれあい館の指定管理者である財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団による展示や体験学習などの普及啓発活動が活発に展開されている。今後もこうした取り組みを継続するとともに、市史資料室を含め共同で展示会や講座、子ども向け文化財教室などを開催するなど連携を深め、文化財に関する普及・啓発を推進する。

市内の名所・旧跡や歴史、自然について学ぶ太宰府発見塾塾生、大宰府展示館と太宰府天満宮門前に位置する太宰府館に常駐して来訪者に対し案内をしている史跡解説員、市内に点在する文化財や民俗・文化を訪ね歩き太宰府の魅力を伝えるグループ活動を行っている NPO 法人歩かんね太宰府をはじめとする歴史まちづくりに資する活動を行っている市民・民間団体とともに文化財の価値の普及・啓発を図る。

太宰府天満宮並びに宝満山については県内外から多くの来訪者があるが、情報提供などが十分とは言えない状況にある。そこで、どんかん道や小鳥居小路の水路、竈門神社といった文化財についてパンフレットの作成や案内板の設置を行うなど、市民や来訪者が門前の歴史的市街地の成り立ちなどについて理解を深めるよう情報提供を図る。

また、学会や研究会を誘致し、一般公開部分を設けることで市民が太宰府市の歴史的価値の認識、理解を深める場の提供を図る。さらに、発掘調査や建造物修理現場の説明会を積極的に実施し、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。

加えて、早い段階から地元の文化財に対する理解と愛着を深め、伝統文化や伝統行事の担い手の発掘、育成を見据え、現在も行っている市内の小・中学校への出前授業の取り組みを継続するとともに、関連施設の見学や体験学習などの機会のさらなる拡大に努める。

キ 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域は国分台・水城台・水城ヶ丘を除いて全域が、埋蔵文化財包蔵地となっている。埋蔵文化財包蔵地では埋蔵文化財を破壊することのないよう地権者に周知しつつ、開発などにおいても事前協議を行い、設計変更などでできるだけ埋蔵文化財の現地保存を図っていく。どうしても破壊を免れない場合については発掘調査を実施する。

史跡は保存することを前提に、現状の変更は厳しく規制されており、今後も市街地と一体となった史跡の環境を維持する。また水城跡、大宰府跡、筑前国分寺跡、大野城跡について史跡指定地の拡大を推進し、埋蔵文化財の確実な保存と活用を図っていく。

特に、歴史的風致の維持向上を図るために事業を実施する際には、埋蔵文化財の保存に万全を期する。

ク 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

全市の方針で示した、活動団体のほとんどが重点区域において、文化財の保存・活用に資する活動を展開している。今後も、各団体が文化財の保存活用に主体的に関わっていけるよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを開催し、各団体や行政が緊密に連携した体制を構築し、活動の活性化を図る。

また、太宰府市民遺産の育成を担う活動団体に対して、育成プランを推進するために必要な支援を講じるとともに、歴史的風致を形成する四王寺山並びに宝満山の緑の適切な管理を担う団体の育成とその仕組みづくりや、門前において歴史的建造物の所有者などによる歴史的市街地を活用したまちづくりを担うグループの育成を図るなど、新たな活動の展開を促していく。

さらに、市域を舞台に多くの史跡解説員をはじめ市民団体が、史跡を素材として環境整備、来

訪者向け案内などを行っており、彼らのネットワーク形成、情報共有の場としての施設整備を図り、史跡の保護と継承に関わる市民力の拡大を図る。

文化財の保存・活用に関わっている団体などの概要

団体名、活動など	活動概要	活動拠点
竹の曲保存会	福岡県無形民俗文化財に指定されている竹の曲は大宰府天満宮の神幸式の際に奏され、室町時代の六座の子孫により伝承されている。保存会では、伝統の継承、後継者の育成などに取り組んでいる。	太宰府天満宮
太宰府木うそ保存会	福岡県知事指定特産民芸品であり、毎年1月7日のうそ替え神事で使用される木うそは、伝承者の減少で存続が危ぶまれたことから、平成9年に保存会が結成された。現在は、後継者育成や原木となるコシアブラの育成、展示会や絵付け体験などを通じた普及活動を展開している。	
古都大宰府保存協会の大宰府史跡解説員	昭和46(1971)年の設立以来、大宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存、活用を図ることを主たる目的として、史跡の整備保存、調査研究、広報普及活動を行っている。昭和60(1985)年に大宰府史跡解説員制度を発足させ、現在は53名が史跡解説員として来訪者に市内の史跡を案内している。	大宰府展示館 太宰府館
万葉植栽ボランティア	日本最古の和歌集「万葉集」のなかで万葉集筑紫歌壇を形成する舞台である太宰府で、万葉植物の手入れ・植栽などを平成7年から行っている。歴史の散歩道を辿る人々が、往時の野山の風景を少しでも想像できるようにと始めたもので、万葉草木の播種・育苗・移植や除草作業を行っている。	大宰府関連史跡
太宰府文化懇話会	昭和33(1958)年の設立以来、地域文化の向上と研究保存などを目的として、年数回の例会では専門家を招いての講演会や会員相互の研究成果に基づく意見交換会などを実施している。	
太宰府を語る会	太宰府の文化・文化財について毎月語り合う活動を継続している。	
宝満山研究会	霊峰である宝満山の歴史的環境保護活動を展開している。	宝満山
NPO 法人歩かんね太宰府	「ふれあい～人・自然・歴史」をコンセプトに、太宰府の魅力を伝えるグループ活動を行っている。平成19年から散策イベントを企画運営している。市内に点在する文化財や民俗・文化を訪ね歩き、また地域行事とも連携するなど、様々な場面で活躍している。	
水城の会 月山の会	水城の会は、水城跡における植生調査のボランティア参加者が、継続して水城跡に関わりたいということで活動が始まった。月山の会は、大宰府跡東側の丘陵地の植生管理を目的に立ち上がった。いずれの史跡地も広大な面積を有するが、史跡地公有化の後、樹木管理がほとんどなされないまま今日に至っている。会では、自分たちの史跡を気持ちよい空間にしようと、樹木の除伐作業を行っている。	特別史跡水城跡 特別史跡大宰府跡
NPO 法人文化財保存活用支援センター	観世音寺宝蔵の展示ケースのクリーニングを実施するなど文化財の保管環境の向上に取り組んでいる。	観世音寺
棕の会	市内の鎮守の森の調査を行っている。	
文化遺産調査ボランティア	自らが居住している地域の文化財・文化遺産を発見し、地域の方々に普及する活動を展開している。	
自分史の会	自らの体験・経験を他人に語る、いわゆる自分史講座のグループであるが、活動を展開する中で、自分がおかれた地域や歴史を知りたいとして、地域史の講座や文化財めぐりを企画している。こうした企画は市広報などを通して一般募集も行うなど、広がりをみせている。	
水城と御笠川を愛する会	水城跡で毎年10月に茶会を開催している。また約100年前に建設された水城東門跡脇にある「水城大堤之碑」を大切に、石碑に刻まれている水城青年会の志を2014年の水城築堤1350年祭につなげる活動を展開している。	

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、太宰府市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な施設や活動の場を指す。歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、太宰府の文化遺産と調和した景観形成に努め、市民の種々の活動や憩いの場となるよう、関係機関と連携して実施する。また、整備を行った歴史的風致維持向上施設については、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図るものとする。その維持管理にあたっては、文化財部局と都市計画部局が連携しつつ、所有者などに対して適切な助言、指導を行うなど、市民と行政との適切な役割分担のもとで維持管理を行い、歴史的風致の維持向上に努めることとする。

ア 歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

太宰府天満宮および門前をはじめ、参詣道、日田街道のいわゆるさいふまいの道中には、歴史的建造物が残り人々の生活と一体となって歴史的風致を形成している。これらについて、歴史的風致が損なわれないように適切な維持管理を行うとともに、必要な修理を行う。また、これらの拠点を整備し、活用することによって歴史的風致の維持向上を図る。

大宰府関連史跡群を継承する上で、拠点となる施設が市域には点在し、来訪者をはじめ市民へ史跡継承意識を深める上で大きな役割を担っている。これらについて、適切な維持管理を行うとともにユニバーサルデザイン化など必要な修理・改築を行う。

イ 歴史的まちなみや拠点をつなぐ道路の整備に関する事業

天満宮の門前には近世以降の伝統家屋が残り、人々の営みと一体となって歴史的風致が形成されている。参道を中心とした門前の歴史的風致を維持向上させるために、一体的なまちなみの形成に必要な事業を実施していく。また、どんかん道やさいふまいの道などは、歴史的風致の拠点をつなぐネットワーク化を図る。

各拠点をつなぐ道路として、地域住民の生活との調和を図るとともに、来訪者のみならず住民へ歴史的環境を周知する目的で、道路美装化などで環境を改善する。

ウ 歴史的風致の維持向上に資する環境整備に関する事業

史跡地も含め住民やさいふまいりに訪れる来訪者が、太宰府の歴史的風致をより身近に感じることができるよう、道路沿いの解説広場の整備や案内板の設置などの環境整備を推進する。

また、歴史的建造物の活動の背景として、良好な市街地環境を形成している緑について、緑化による修景とともに、適切な緑の維持管理を行い、歴史的風致と調和した景観形成に努める。

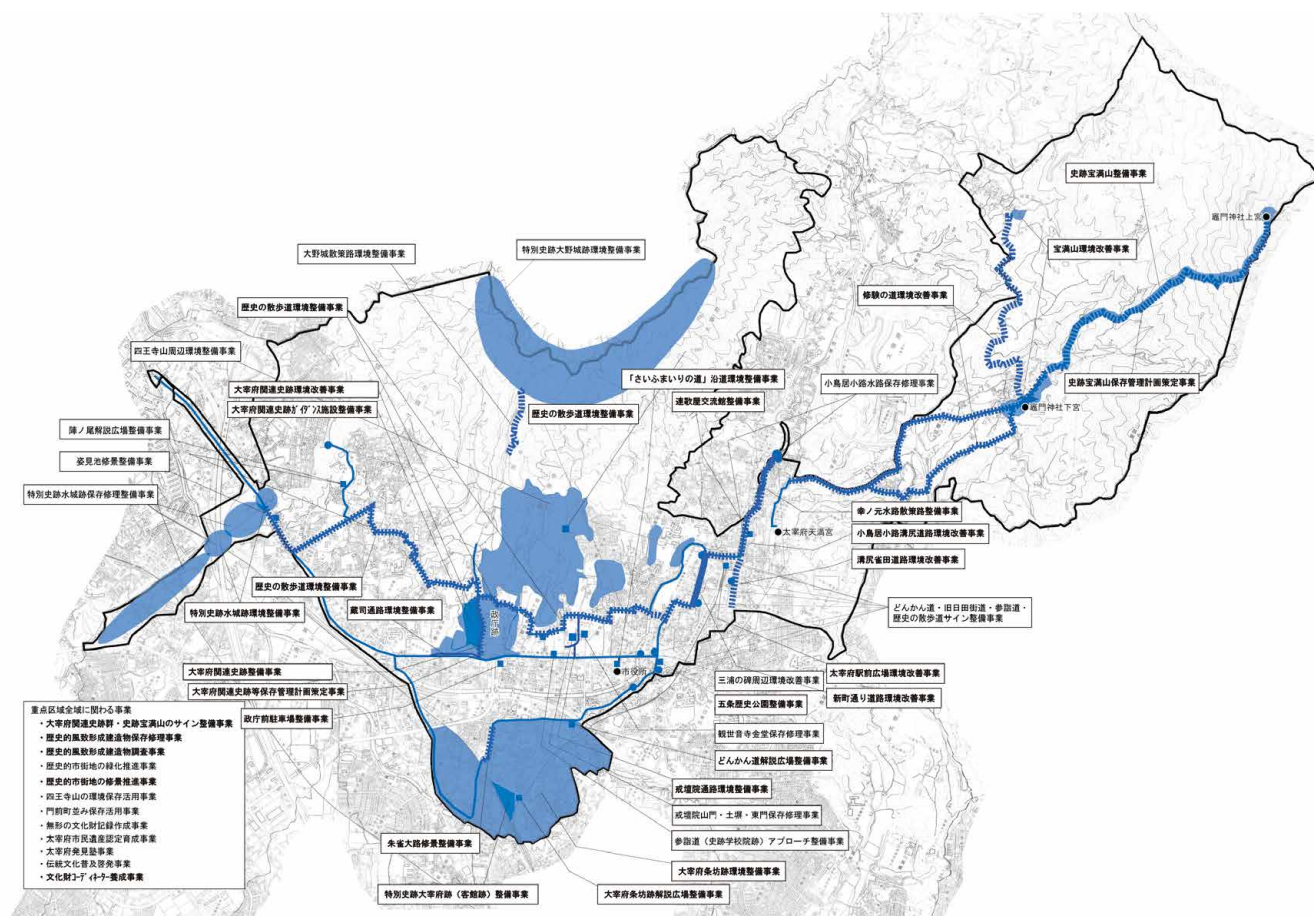
さらに史跡を保護し、地域住民の生活との調和を図るとともに、来訪者が効率的に史跡群を回

遊できるよう環境を整備する。また、史跡地から眺望できる区域においては歴史的な趣に配慮し、歴史的風致形成建造物を範として、地域住民による協議会において議論された修景基準をもとに、歴史的市街地の景観形成のための支援を行う。

エ 歴史的風致の維持向上の体制整備や担い手の育成に関する事業

太宰府の歴史的風致の維持向上にとって伝統文化や地域の行事の継承などが課題となっている。太宰府市民遺産の取り組みに対する継続的な支援により、多くの市民が主体となった歴史的風致の維持向上を図ると同時に、イベントなどによる普及啓発を行い、新たな担い手の発掘、育成を行う。

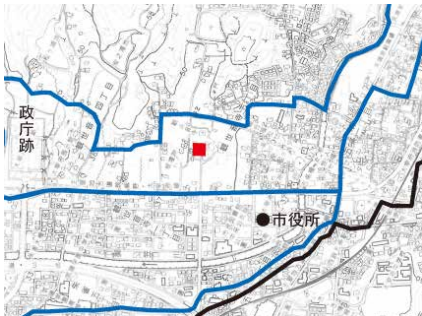
また、太宰府関連史跡群を多くの人々に継承する市民活動は、昭和 60(1985) 年から始められた太宰府史跡解説員制度を端緒とし、現在では多くの団体が市民ならびに来訪者へ太宰府史跡群についての現地解説を担っている。これら現地解説者の担い手育成、普及啓発活動に取り組む団体への支援を行い、このような市民活動を宝満山へも広げるとともに育成団体への支援も行う。

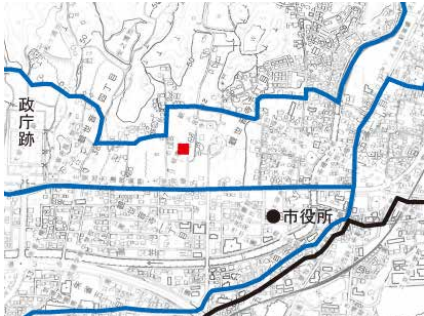


事業箇所図

(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

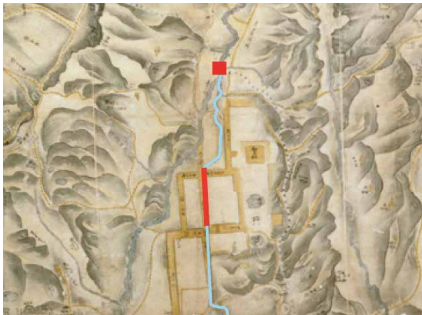
ア 歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

事業名	1. 観世音寺金堂保存修理事業
整備主体	観世音寺
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度
事業位置	観世音寺 5 丁目
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定予定の観世音寺金堂（福岡県指定有形文化財）について、東北側屋根瓦葺き替えなどの保存修理（測量・実施設計・工事・報告書）を実施する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  観世音寺金堂
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観世音寺は古代から法灯が続く寺院である。江戸時代に再建された金堂は福岡県指定有形文化財であり、さいふまいりで訪れる人々や大晦日に除夜の鐘を撞きに來る人々の目に触れる建造物である。近年、屋根の傷みが目立っていることから保存修理を実施することで、「さいふまいり」や「観世音寺の除夜の鐘」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

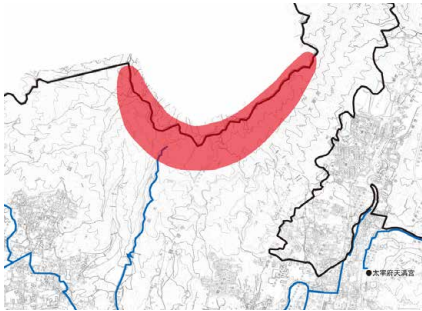
事業名	2. 戒壇院山門・土塀・東門保存修理事業
整備主体	戒壇院
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	平成 26 年度～平成 28 年度
事業位置	観世音寺 5 丁目
事業概要	戒壇院の山門と土塀および東門について、不陸調整、屋根瓦の安定化などの保存修理（測量・実施設計・工事・報告書）を行う。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  戒壇院山門  山門の屋根の状況
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古くは観世音寺の一部として、天下の三戒壇と呼ばれた戒壇院には今もさいふまいの来訪者が多く参詣に訪れる。本堂及び鐘楼は福岡県の指定文化財として保護されているが、未指定でありながら趣きのあるたたずまいで来訪者の目に触れる山門と土塀、また東門は損傷が進んでおり、これらの建造物の保存修理を行うことで「さいふまい」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

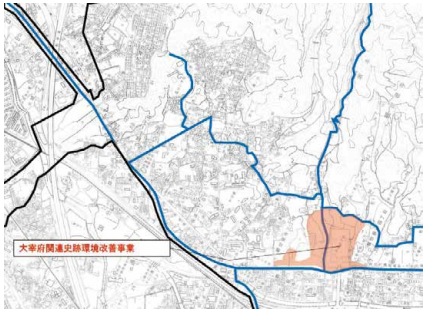
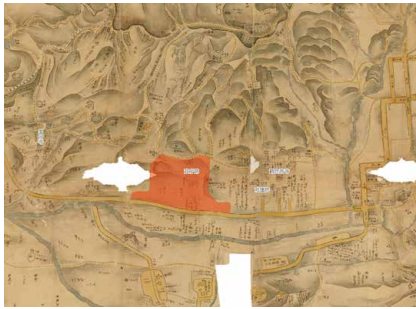
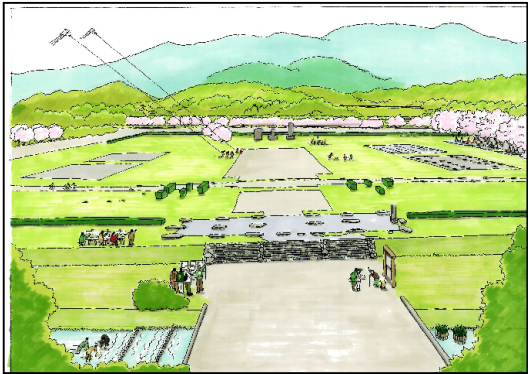
事業名	3. 歴史的風致形成建造物保存修理事業
整備主体	建造物所有者
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業期間	平成 23 年度～令和 4 年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	太宰府天満宮門前の歴史的な家屋や市内に点在する社寺建築、ならびに宝満山をはじめとする市域の維持向上すべき歴史的風致に資する歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、修理・工事等に対する助成を行う。  保存修理前 ↓  保存修理後
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	門前の歴史的な家屋をはじめ、重点区域内に点在する歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理助成を行う。このことにより後継者不足や修理費用の負担等による歴史的建造物の滅失、荒廃といった課題を解決し、歴史的建造物を保護することで歴史的風致の維持向上を図る。

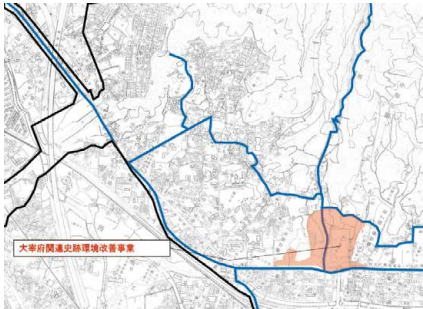
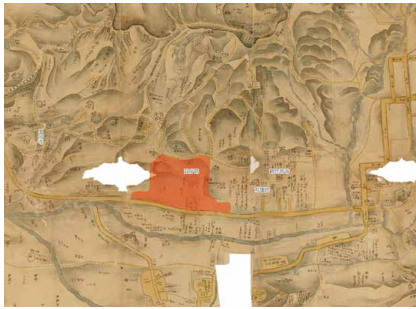
事業名	4. 歴史的風致形成建造物調査事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業） 市単独費
事業期間	平成 31 年度～令和 4 年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的風致形成建造物保存修理を実施するにあたり、候補建築物を旧状に復する根拠としての痕跡や関係資料の調査を行う。  保存修理前  保存修理後  屋根伏せ材の確認  転用材の確認（不要ホゾ穴の確認）  建物内の痕跡調査の様子  建物外観の痕跡調査の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物を保存修理する事業を実施するに先立ち、建造物に残された改修痕跡および関係資料の調査を行うことで、旧状に復する事業目的の質を高める。また、事前調査を対象建造物に実施していくことで、所有者の歴史的建造物に対する意識付けを促し、建造物の滅失を防ぐとともに、継承意識ならびに保存への意識向上へつなげることで歴史的風致の維持向上へ寄与する。

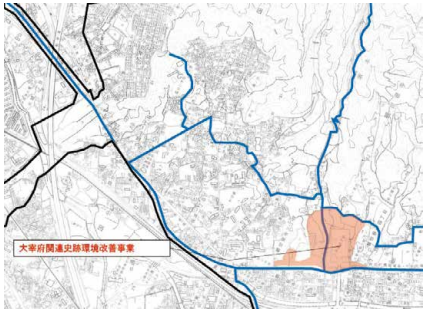
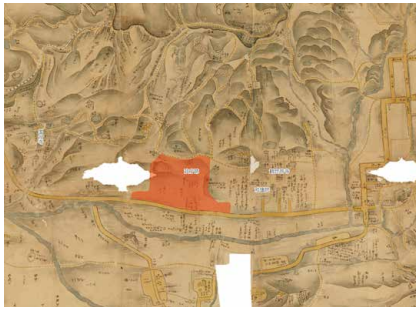
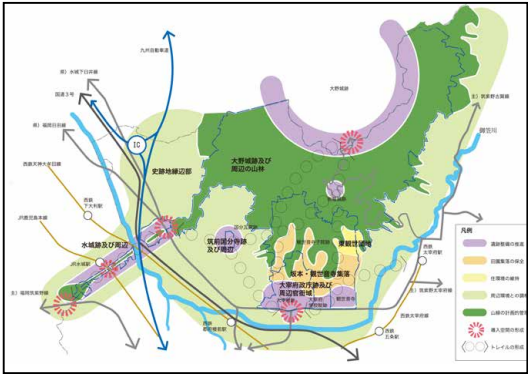
事業名	5. 幸ノ元溝尻水路保存修理事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	平成 24 年度～平成 27 年度
事業位置	宰府 3 丁目
事業概要	天満宮社地と町場の結界である小鳥居小路の水路（L=170m）について、玉石積みによる水路の保存修理（測量・実施設計・工事・報告書）を行う。また、導水路の取水口を改修し、自然取水機能の回復を図る。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  現在の小鳥居小路（水路は道路右側）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	門前を幸ノ元から藍染川まで縦貫する水路は、天満宮社地と町場の境界を示す結界の意味を持っていた。現在暗渠となっている水路の保存修理を実施し、門前の軸線である小鳥居小路において歴史的な文脈を踏まえた景観を保全・復旧することで、「門前の生活」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。また、門前の歴史的市街地の成り立ちを再認識する機会ともなり、多くの人々の歴史的風致への関心を高める効果も期待される。

事業名	6. 特別史跡水城跡保存修理整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備
事業期間	平成 19 年度～
事業位置	特別史跡水城跡
事業概要	調査に基づき損傷個所の修理、修復を行うとともに東門付近は地形や土塁の部分復元を行う。また遺跡に影響を与える樹木などの間伐といった計画的な緑の維持管理を実施する。併せて広場、サイン、便所、四阿、園路などの環境整備を実施する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置 地形と土塁の部分復元（東門跡）イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	築堤から 1350 年あまり経つ水城跡は、来訪者が立ち寄り、市民から親しまれる空間となっているが、一方で風雨による長年の損傷等も見られることから水城跡の保全管理を実施するとともに、回遊散策の場など地域活動やレクリエーション空間としての活用を進めることで「さいふまいり」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

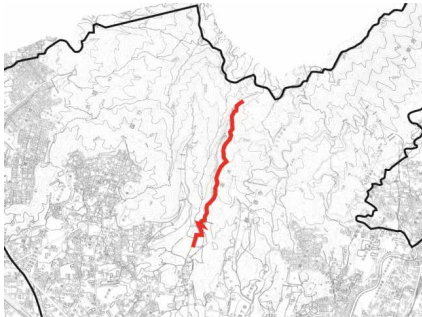
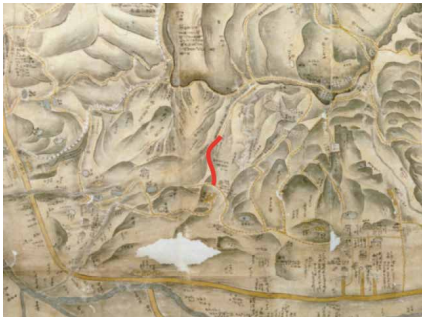
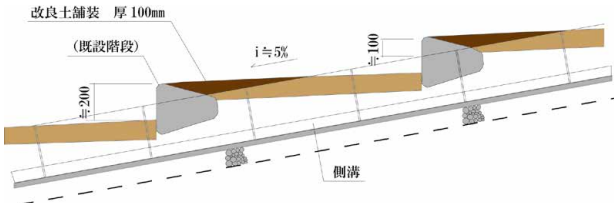
事業名	7. 特別史跡大野城跡環境整備事業
整備主体	福岡県
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備
事業期間	平成 20 年度～
事業位置	特別史跡大野城跡
事業概要	平成 20 年度から実施している土塁の環境整備について、今後は増長天西側土塁修理および環境整備、増長天礎石群の環境整備を実施し、順次、土塁、石塁、礎石群の環境整備を実施する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	大野城跡は、四王寺山山中に所在し今日も来訪者が絶えないさいふまいの立寄り場所である。近年の自然災害で損傷も多く、今後とも保存修理を推進し、環境整備を図ることにより、「さいふまいり」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

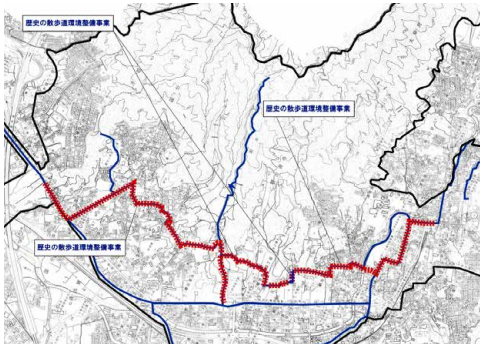
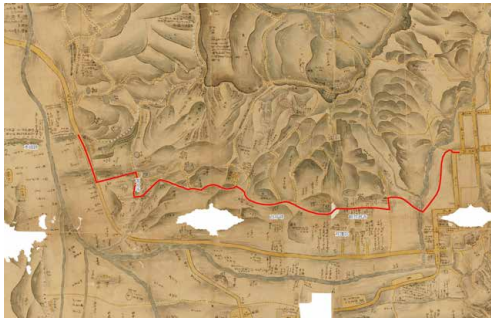
事業名	8. 大宰府関連史跡環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	市域内の大宰府関連史跡群（特別史跡 大宰府跡ほか）
事業概要	大宰府関連史跡群の解説サインや散策路等の再整備を行い、ユニバーサルデザイン化を進め多様な人々に対応する史跡環境の改善を行う。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	大宰府関連史跡群の整備事業は、昭和40年代および平成元年頃に行われているが、近年は国内のみならず国外からも多くの来訪者が訪れ、さらに世代を問わず多様な年代の人々が散策するようになってきた。これらに対処するとともに環境を改善することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

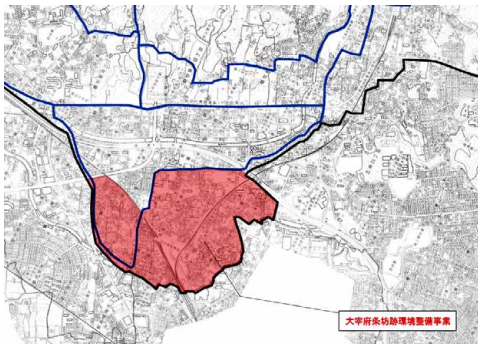
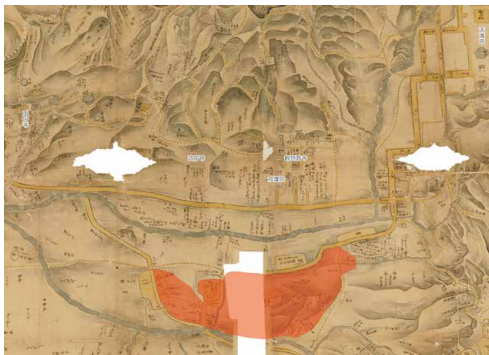
事業名	9. 大宰府関連史跡整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備補助金
事業期間	平成 30 年度～
事業位置	市域内の大宰府関連史跡群（特別史跡 大宰府跡ほか）
事業概要	大宰府関連史跡群の遺構保存修理等を実施。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	大宰府関連史跡群の整備事業は、昭和 40 年代および平成元年頃に行われているが、近年は国内のみならず国外からも多くの来訪者が訪れ、さらに世代を問わず多様な年代の人々が散策するようになってきた。これらに対処するとともに環境を改善することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

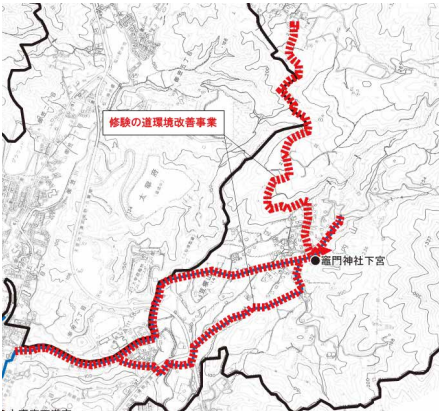
事業名	10. 大宰府関連史跡等保存管理計画策定事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	史跡等保存管理計画等策定補助金
事業期間	平成28年度～令和4年度
事業位置	市域内の大宰府関連史跡群（特別史跡 大宰府跡ほか）
事業概要	大宰府関連史跡群の保存管理を実施するための計画策定。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	大宰府関連史跡群の整備事業は、昭和40年代および平成元年頃に行われているが、近年は国内のみならず国外からも多くの来訪者が訪れ、さらに世代を問わず多様な年代の人々が散策するようになってきた。一方で、史跡環境を改善するとともに市民との協働を通して幅広い活用と史跡の継承と保護にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

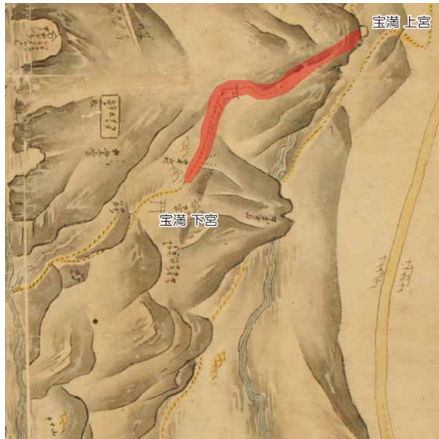
イ 歴史的まちなみや拠点をつなぐ道路の整備に関する事業

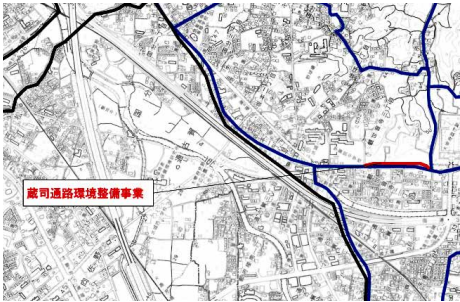
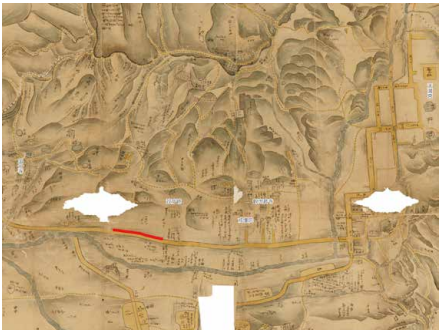
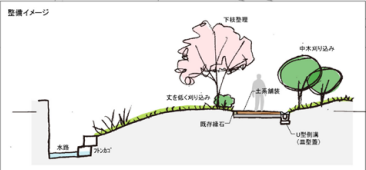
事業名	1 1. 大野城跡散策路環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	歴史的環境形成総合支援事業、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	平成 22・23 年度
事業位置	歴史の散歩道
事業概要	歴史の散歩道である四王寺山路（L=1100m）の環境整備（測量・実施設計・工事）を行い、歩きやすい歩行空間を確保する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  散策路整備イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古代に大野城が築かれた四王寺山は、四王院を中心とした寺院群が建立され、戦国時代には岩屋城が築城され激戦の舞台になるなど、常に歴史の舞台となっていた。四王寺山中の歴史の散歩道は未舗装な斜面路となっていることから、階段の設置など歩行者空間の整備を図り、歴史的風致を巡る回遊性の高いネットワークを形成することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

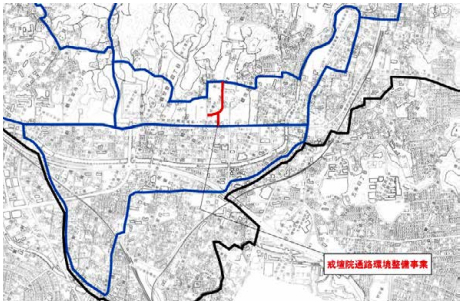
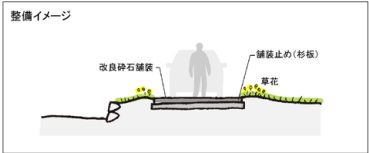
事業名	1 2. 歴史の散歩道環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	歴史的環境形成総合支援事業（H22） 社会資本整備総合交付金（H23～街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 22 年度～令和 4 年度
事業位置	歴史の散歩路
事業概要	太宰府天満宮から水城跡までの歴史の散歩道（L=4,616.8m）について、景観に配慮した道路美装化や附帯する防護柵などを改修する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史の散歩道は、太宰府天満宮から水城跡までの歴史的風致を感じつつ散策できる道で、近年の太宰府市への来訪者増や、市域散策活動の増加に対処することを目的として、これらの道路を美装化し、附帯する防護柵などの環境を改善することで、歴史的風致の維持向上に寄与するとともに、来訪者向けの散策ネットワーク向上にも寄与する。

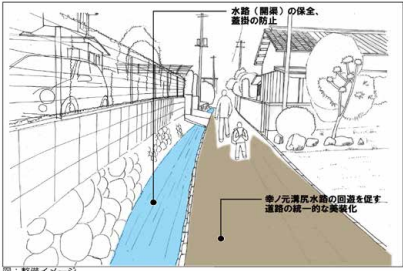
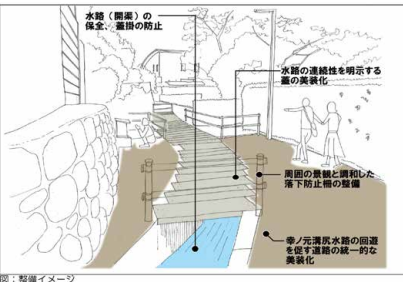
事業名	1 3. 大宰府条坊跡環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 31 年度～令和 4 年度
事業位置	大宰府条坊跡（重点区域内）
事業概要	特別史跡大宰府跡周辺には、大宰府条坊跡の名残を今に伝える東西南北の道路がある。一般道と変わらない状況での整備がなされていることから、美装化や解説サイン設置などを実施し条坊跡関係道路の顕在化を行う。  事業箇所 大宰府条坊跡環境整備事業  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古代大宰府の街並みを今に伝える大宰府条坊跡であるにも関わらず、一般道と変わらぬ整備であることから、大宰府関連史跡群の継承と保護にとって、史跡景観向上を図るため、これらの道路の環境整備を行うことで、関係する歴史的風致の維持向上に寄与する。

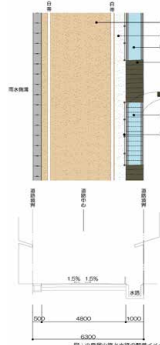
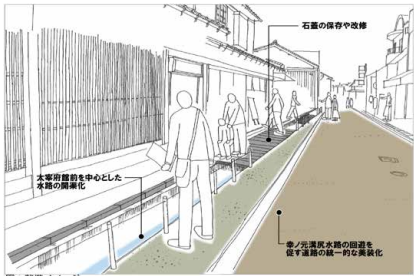
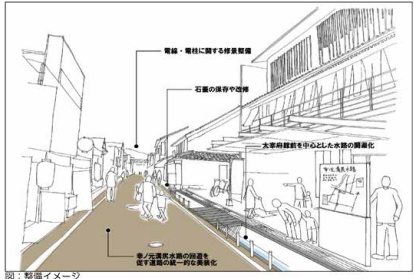
事業名	1 4. 修験の道環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	史跡 宝満山
事業概要	修験の道としての巡礼ルートである太宰府天満宮本殿から宝満山下宮を経て竈門神社北谷遥拝所までの道路（新道 L=4,216.95m、旧道 L=1,299.227m 計 5,516.177m）について、環境整備（測量・実施設計・工事）を行うとともに、解説サインなどの設置を併せて実施することで、沿道の歴史的風致を向上させる。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	修験の道は、宝満山への登山道として利用され、近年の登山者の増加に伴い多くの人々が山登りを楽しんでいる。これらの道の環境を舗装美装化などを行うことで環境を改善し、修験の歴史的風致の維持向上に寄与する。

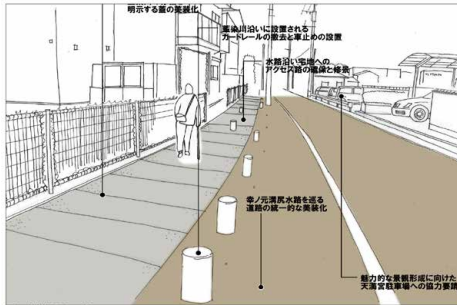
事業名	1 5. 史跡宝満山保存管理計画策定事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	史跡等保存管理計画等策定補助金の活用を検討 市単独費
事業期間	平成 29 年度～平成 30 年度
事業位置	史跡 宝満山
事業概要	修験の道としての宝満山一の鳥居から上宮までの道（登山道 L=2,467.419m）をはじめ、史跡宝満山に関する保存管理計画を策定 事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	修験の道は、宝満山への登山道として利用され、近年の登山者の増加に伴い多くの人々が山登りを楽しんでいる。これらの道の環境を舗装美装化などを行うことで環境を改善し、修験の歴史的風致の維持向上に寄与する。

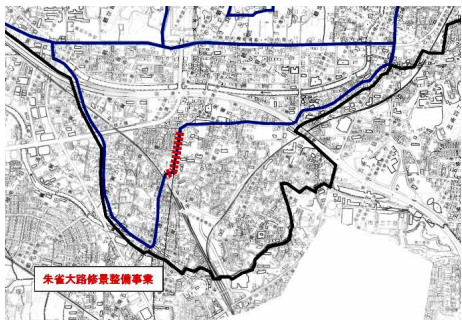
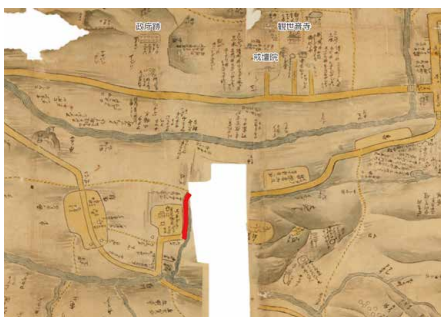
事業名	16. 蔵司通路環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～平成24年度
事業位置	特別史跡 大宰府跡
事業概要	特別史跡大宰府跡の南面を横断する蔵司通路を、さいふまいりにおける歴史的風致に配慮した散策路整備（L=369m）を行う。  蔵司通路環境整備事業 事業箇所   整備イメージ  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	特別史跡大宰府跡の南面を横断する蔵司通路は、さいふまいりの道として江戸時代から利用されてきた道であり、路面に凹凸や水溜りが生じるなど、さいふまいりにおける歴史的風致を阻害している。この通路を整備することで、当該の歴史的風致の維持向上に寄与する。

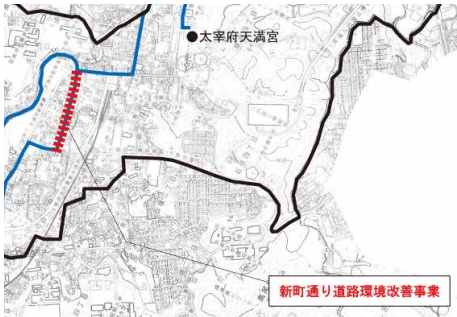
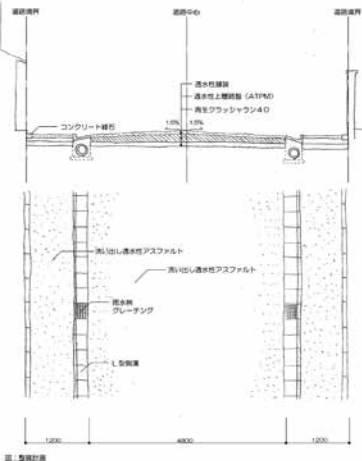
事業名	17. 戒壇院通路環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～平成24年度
事業位置	史跡 観世音寺境内及び子院跡
事業概要	さいふまいの道である県道から戒壇院ならびに戒壇院北側までの通過道路(L=346m)について、環境改善のための整備を行う。併せて、散策者が通過する里道(L=71m)についても、土系舗装等を用い利便性向上を図る。  事業箇所   太宰府旧蹟全図北での事業位置  整備イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	さいふまいの遊山の地として戒壇院ならびに背後の四王寺山は、江戸時代以来親しまれてきた。この戒壇院ならびに背後の四王寺山へ行く道は、近年の来訪者増に伴い、多くの散策者が歩いている。これら路面環境を改善することでさいふまいりにおける歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	18. 幸ノ元水路散策路整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成26年度～平成27年度
事業位置	宰府3丁目 宰府5丁目
事業概要	太宰府天満宮社地と町場を分ける水路（小鳥居水路）までの導水路（L=523m）沿いにある散策路について、環境改善のための整備を行う。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  図1 断面イメージ  図2 平面イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	幸ノ元水路沿いの散策路には、さいふまいりの際の遊山の地「岩踏川」や三浦の碑があるなど、江戸期よりさいふまいりの際、多くの参詣者が遊山した場の環境について歴史的風情を改善することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

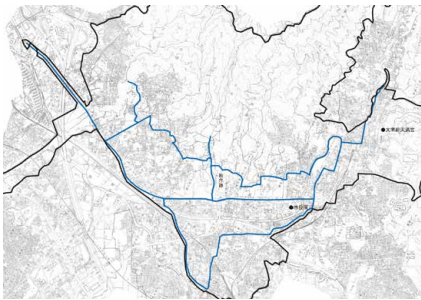
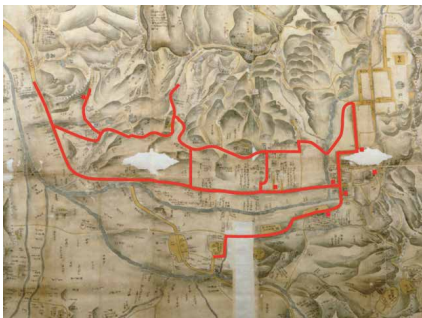
事業名	19. 小鳥居小路溝尻道路環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成26年度～平成27年度
事業位置	宰府5丁目
事業概要	太宰府天満宮社地と町場を分ける水路（小鳥居水路）（L=186m）沿いにある道路について、環境改善のための整備を行う。  事業箇所   太宰府旧蹟全図北での事業位置  図：想像イメージ  図：想像イメージ

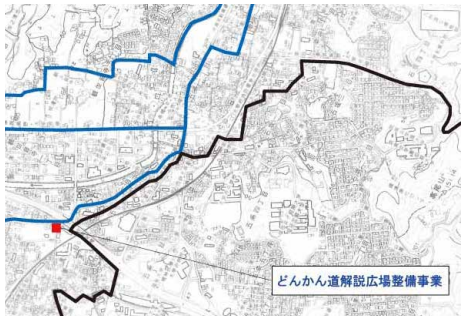
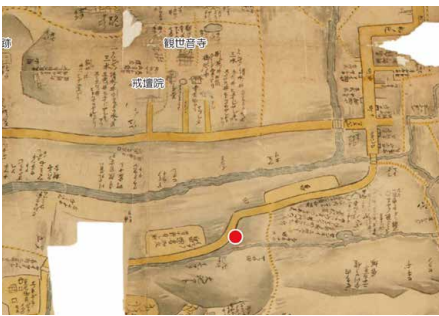
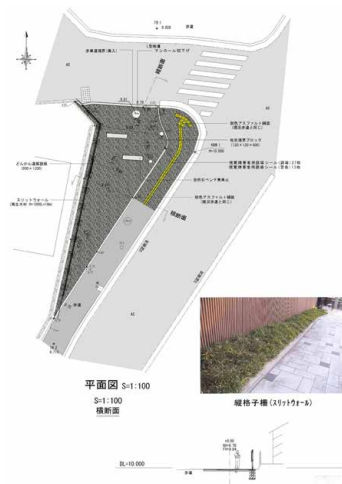
事業名	20. 溝尻雀田道路環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業位置	宰府2丁目
事業概要	藍染川沿いにある道路（L=336m）について、太宰府天満宮周辺の回遊性向上を図るため環境改善整備を行う。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  図：整備イメージ  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	太宰府天満宮社地と町場を分けた小鳥居溝尻水路が、溝尻以南において藍染川と合流し水路幅も広くなる。一方河川沿いの道には歩道が確保できておらず、散策者の回遊性を阻害しており、これらを改善するために河川の姿は確保しつつ、河川部分の歩道化を行い、回遊性の向上を図ることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

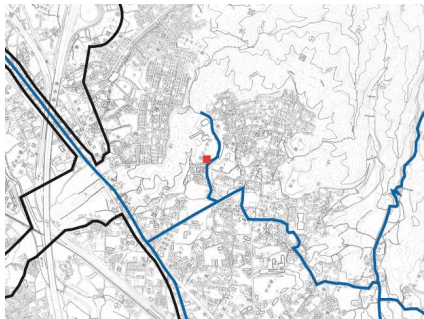
事業名	2 1. 朱雀大路修景整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	朱雀4丁目 朱雀6丁目
事業概要	県事業として整備が進められている県道観世音寺二日市線の道路（L=600m）について、整備事業と連動し神幸式大祭の際のどんかん道であることならびに奈良時代の中央道路である朱雀大路の顕在化を図る整備を行う。   事業箇所 太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	太宰府天満宮の秋の大祭である神幸式大祭の道（通称 どんかん道）は、一般道と変わらない施工がなされ、秋の大祭の時のみ、どんかん道であることを顕在化する。この点を改善し、どんかん道であることの顕在化ならびに、この箇所が奈良時代の中央大路である朱雀大路であることから、この両者を散策者へ伝える環境改善を行うことで、歴史的風致の維持向上に資する。

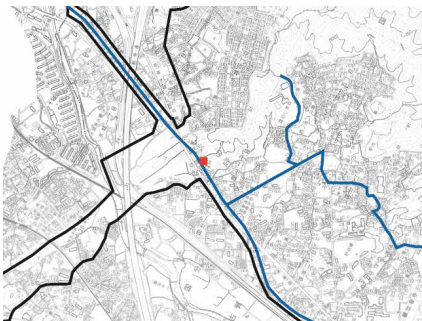
事業名	2 2. 新町通り道路環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	宰府1丁目
事業概要	市道（L=335m）について、さいふまいの道であるとともに、神幸式大祭の際のどんかん道であることから、歴史的な道として顕在化を図る整備を行う。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  図：整備イメージ  図：整備計画
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	さいふまいの道ならびに太宰府天満宮の秋の大祭である神幸式大祭の道（通称 どんかん道）は、一般道と変わらない施工がなされ、今となっては秋の大祭の時のみ、どんかん道であることが顕在化する。この点を改善し、どんかん道であることを顕在化し、散策者へ伝える環境改善を行うことで、歴史的風致の維持向上に資する。

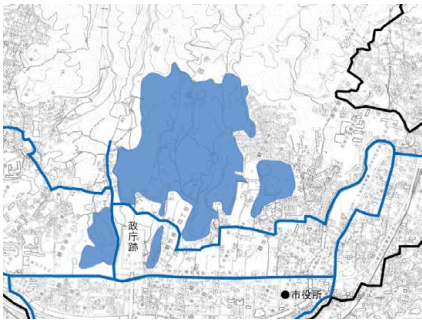
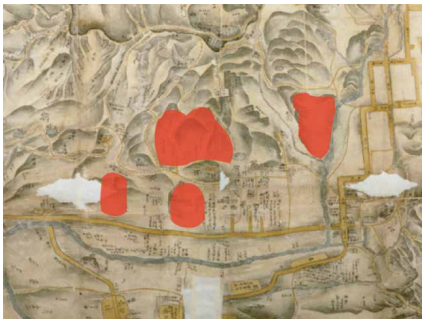
ウ 歴史的風致の維持向上に資する環境整備に関する事業

事業名	23. どんかん道、日田街道、参詣道、歴史の散歩道のサイン整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～令和4年度
事業位置	どんかん道、日田街道、さいふ参詣道、歴史の散歩道
事業概要	どんかん道・日田街道・参詣道・歴史の散歩道および沿道に埋め込みサイン・案内板・解説板を設置する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  血方持ちさま
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	神幸式の行列が歩くどんかん道やさいふまいるの人々が歩く日田街道などの歴史的な通りに埋め込みサインを設置し、また、宰府宿の構口や血方持ちさまなど歴史的な通りの沿道の主要な地点に解説板を設置することで、回遊性の高いネットワークを形成し、歴史的風致を活用したまちづくりの推進を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	24. どんかん道解説広場整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度
事業位置	朱雀1丁目
事業概要	太宰府天満宮の秋の大祭である神幸式の歴史的風致を維持向上することを目的として、神幸式沿道に解説広場（A=80.22 m²）を整備する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  事業箇所の現況  整備イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	太宰府天満宮の秋の大祭である神幸式は、菅原道真公の居所であった榎社までの行幸の儀式である。行幸の道は、通称「どんかん道」と呼称され、大祭の折には、「献灯」と記した提灯が灯され、祭りの風情を高めている。一方で、大祭以外の時は、一般の道路と何ら変わらず、歴史的通りを感じさせる沿道景観形成が立ち遅れているのが現状である。そこで、どんかん道沿いに道の来歴を示す解説施設を整備し、どんかん道が再認識されることで、歴史的風致の維持向上に寄与するとともに、沿道の歴史的景観形成への誘導施設として機能させる。

事業名	25. 陣ノ尾解説広場環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度
事業位置	歴史の散歩道
事業概要	歴史の散歩道沿いの陣ノ尾古墳周辺に設置されている解説板などの環境整備を行う。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  事業箇所の現況
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史の散歩道の沿道にある陣ノ尾古墳は、市の第1号指定文化財として保存整備がなされているが、時間が経過し設備の老朽化や管理が行き届いておらず沿道の景観を損ねているため、環境整備を行い景観の改善を図ることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

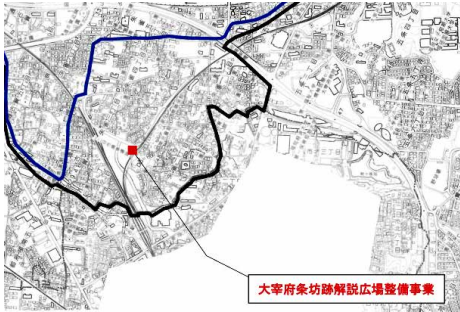
事業名	26. 姿見池修景整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度
事業位置	日田街道
事業概要	現在埋め立てられている姿見池について、現在地に立っている歌碑を移動し、池を修景整備する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  事業個所の現況
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	日田街道沿いのさいふまいの立寄り場所である衣掛天神の鳥居の傍に、菅原道真が衣を着替えた時にやつれた自分の姿を悲しんだという伝承がある姿見池があった。現在は埋め立てられた姿見池を再整備し、歴史的景観の形成を図ることで、「さいふまいり」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	27. 四王寺山周辺環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）、市単独事業
事業期間	平成23年度～令和4年度
事業位置	市民の森、大宰府跡周辺の森
事業概要	四王寺山市民の森などの竹木伐採による緑地整備、休憩施設（ベンチ、四阿）、解説板の設置を実施する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  竹林が繁茂する森  老朽化し使用できない四阿
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	四王寺山の緑は、さいふまいの風景の重要な構成要素である。近年、管理不足による竹林の繁茂などにより荒廃が見られるほか、四王寺山にある市民の森の四阿が老朽化し使用できない状態になっているなど、風景の維持が課題となっているため、竹林の伐採や設備の修理、設置など歴史的風致の周辺環境の改善を図ることで、「さいふまい」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	28. 歴史的市街地の緑化推進事業
整備主体	所有者
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	平成25年度～令和4年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	現行の生垣条例を拡充し、歴史的風致を損ねている沿道環境などの緑化修景を行う。 敷地の緑化修景のイメージ 屋外駐車場の緑化修景のイメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	門前・どんかん道・参詣道・日田街道といった歴史性を有する骨格的な動線は、駐車場などの増加により歴史的風致が損なわれつつあるため、緑化修景を施し、歴史的風致の周辺環境の改善を図ることで歴史的風致の維持向上に資する。

事業名	29. 参詣道（史跡大宰府学校院跡）アプローチ整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）
事業期間	平成 23 年度
事業位置	さいふ参詣道
事業概要	さいふ参詣道と水路（幅 1.5m）で隔てられている学校院跡へのアプローチを整備する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置   学校院跡前の参詣道と水路
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡大宰府学校院跡（学業院跡）は、古代大宰府に設置され官吏養成教育がなされていたところでありさいふまいの立寄り場所である。現在は、さいふ参詣道から水路で隔てられ立ち寄りづらくなっている。アプローチを整備することで容易に立ち寄ることができるようになり、「さいふまいり」と一体となった歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	30. 三浦の碑周辺環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 23 年度～平成 24 年度
事業位置	五条、三条
事業概要	宰府宿の入り口にある三浦碑周辺について、設置されているガードパイプの付け替えなどの環境改善を実施する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置  高橋口の三浦碑  山入口の三浦碑
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宰府宿の入口にあたる構口には、身を清めるための三浦潮井があった。それを表す三浦碑が高橋口と山入口に残っているが、ガードパイプや防護柵、看板などにより景観が阻害されているため、歴史的風致の周辺環境を改善し、宰府宿の入口としての景観形成を図ることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3 1. 大宰府条坊跡解説広場整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 27 年度～令和 2 年度
事業位置	朱雀 3 丁目
事業概要	特別史跡大宰府跡周辺に所在する大宰府条坊跡内にある市有地に、解説板や案内板、休憩施設などを備えた解説広場（A=1,500 m²）を整備する。  事業箇所  事業地○  太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	特別史跡大宰府跡周辺に所在する大宰府条坊跡内にある市有地の中には、狭小でかつ管理のためのシートで地面を覆うなど、歴史的通りの沿道景観を損ねている箇所がある。これらの土地を利用し解説広場を整備することで、沿道景観の改善を図り、加えて史跡継承と保護活動を通して、大宰府関連史跡群が人々に再認識されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

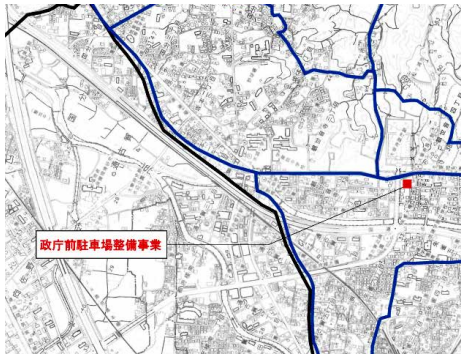
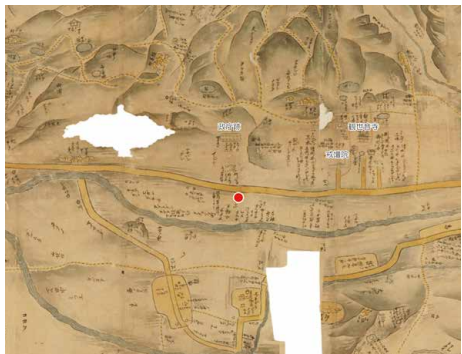
事業名	3 2. 特別史跡大宰府跡（客館跡）整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金、市単独費
事業期間	平成 27 年度～令和 2 年度
事業位置	朱雀 3 丁目
事業概要	特別史跡大宰府跡（客館跡）について、史跡地として整備事業（解説板や案内板、遺構表示 A=23,000 m²）を実施する。  事業箇所  事業地  太宰府旧蹟全図北での事業位置 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	特別史跡大宰府跡（客館跡）について、史跡継承と保護活動を通して、大宰府関連史跡群が人々に再認識されることを目的として、遺構表示や解説サインの設置を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

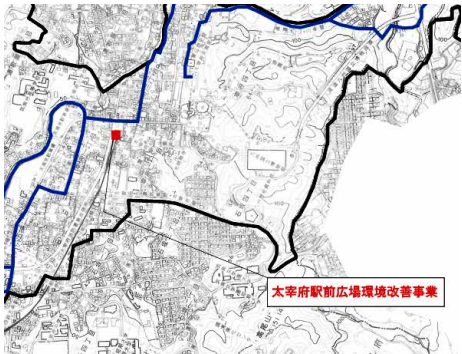
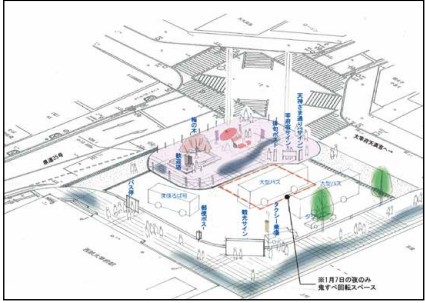
事業名	33. 大宰府関連史跡群、史跡宝満山のサイン整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	大宰府関連史跡群ならびに史跡宝満山において、住民および来訪者向けの案内板、解説板、道標、眺望点、撮影点などを設置する。  設置予定箇所 竈門神社前  設置予定箇所 観世音寺  設置予定箇所 大宰府政庁跡
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	大宰府関連史跡群ならびに史跡宝満山において、歴史的な通り、沿道の主要な地点に案内板等を設置することで、回遊性の高いネットワークを形成し、歴史的風致を活かしたまちづくりの推進を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。その際、ユニバーサルデザイン化を意図した再設置も実施する。

事業名	3 4. 宝満山環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	宝満山（重点区域内）
事業概要	修験の歴史的風致を維持向上するために、関係する神社周辺の樹木管理を行う。  事業箇所  竈門神社【内山】周辺の環境  太宰府旧蹟全図北での事業位置  竈門神社遥拝所【北谷】周辺の環境
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的景観としての修験の山としての景観を保全するとともに、住環境に配慮しつつ森林景観保全も含め宝満山における歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	35. 史跡宝満山整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備補助金の活用を検討
事業期間	平成31年度～令和4年度
事業位置	宝満山（重点区域内）
事業概要	史跡宝満山の持つ文化財としての価値を高め、山に散在する文化財の保存整備事業を行う。  事業箇所   太宰府旧蹟全図北での事業位置  倒木のある登山道
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的景観としての修験の山としての景観を保全するとともに、史跡宝満山としての文化財を保護活用するために、森林景観保全も含め、史跡宝満山における構成文化遺産・文化財の保存活用計画を策定し、保存管理を行うことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

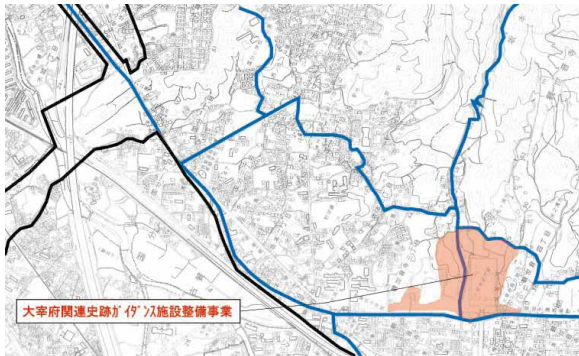
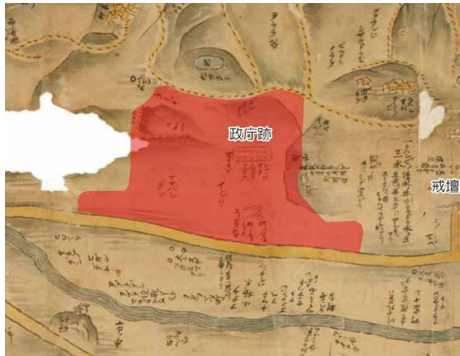
事業名	36. 歴史的市街地の修景推進事業
整備主体	所有者
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業期間	平成28年度～令和4年度
事業位置	重点区域内
事業概要	歴史的風致を損ねている沿道ならびに眺望景観などの景観修景を行う。  政庁前の景観  参道の景観 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史性を有する骨格的な動線ならびに、眺望景観において、大型看板の設置、歴史的風致に合致しない洋風建築が建ち並びつつあり、これらにより歴史的風致が損なわれつつあることから、景観修景を行うことで、歴史的風致の周辺環境の改善を図ることで歴史的風致の維持向上に資する。

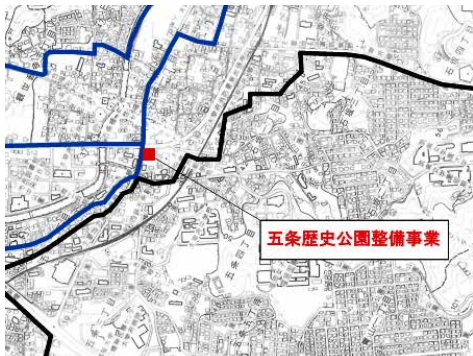
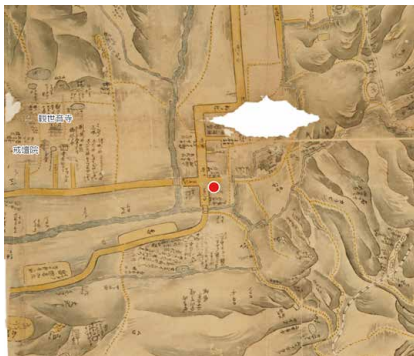
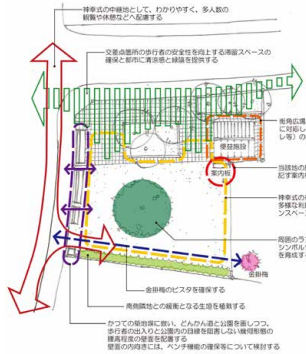
事業名	37. 政庁前駐車場整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成30年度
事業位置	観世音寺1丁目
事業概要	さいふまいりにおける歴史的風致を維持向上することを目的として、遊山の地としての都府楼跡（大宰府政庁跡）を訪れる来訪者向けの駐車場整備（A=1,868 m²）を行う。  事業箇所  事業地の現況  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	さいふまいりは、現在も県道筑紫野－太宰府線を主たる参詣道として利用され、その通り沿いに遊山の地として親しまれた都府楼跡（特別史跡大宰府跡）があり、多くの来訪者が立ち寄る場として活用されている。一方で、車社会に対応できる便益施設が少なく、修学旅行生をはじめとする就学者むけの大型車両が停車し辛い状況がある。そこで、さいふまいりの道に接する場に駐車場を整備することで、大型車の誘導を図り、さいふまいりの道ならびに遊山の地都府楼跡が再認識されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

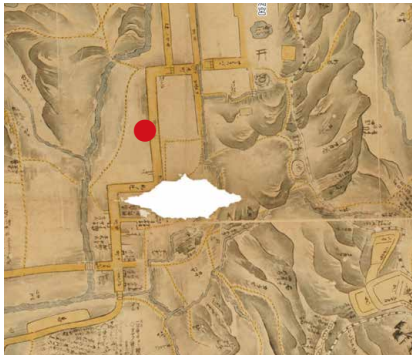
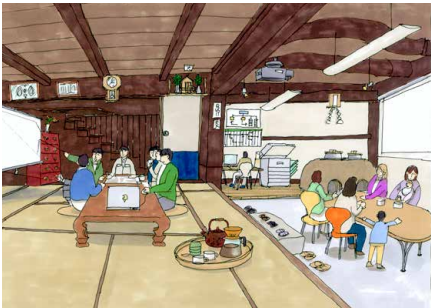
事業名	38. 太宰府駅前広場環境改善事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業位置	宰府2丁目
事業概要	さいふまいりにおける歴史的風致を維持向上するために駅前広場（A=1,227.72 m²）の景観修景を行う。  事業箇所  事業箇所の現況  太宰府旧蹟全図北での事業位置  整備イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	現在も年間821万人の来訪者が太宰府を訪れ、その多くが太宰府天満宮への参詣である「さいふまいり」として、西鉄太宰府駅ならびに駅前を通過している。駅前広場は、平成元年に修景整備がなされ、年々大型車両の乗り入れが増加し、多くの人々が訪れるようになってきている。これらのことから、太宰府の顔として歴史的景観ならびに社会的景観を向上させることを目的とし、広場舗装の美装化ならびにモニュメント等の整理を行うことで、さいふまいりにおける歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	39.「さいふまいりの道」沿道環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	観世音寺1丁目
事業概要	さいふまいりの道沿いの歴史的風致を向上することを目的として、既存バス停ならびに小規模広場の景観修景を行う。それに際して、「さいふまいりの道」を解説するサインならびに来訪者の便益施設としてアプローチ施設（A=466.583 m²）を併せて整備する。  事業箇所  事業箇所の現況  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	さいふまいりの道は、現在、県道筑紫野太宰府線として太宰府天満宮参詣者（さいふまいりの参詣者）が多く通過する道として利用されている。その一方で、道の歴史的風致を感じさせる施設が希薄なことに起因し、歴史的通りを感じさせる沿道景観形成が立ち遅れているのが現状である。そこで、さいふまいりの道に接する公共施設の修景ならびに解説施設を整備することで、沿道の歴史的景観形成を図り、さいふまいりの道が再認識されることで歴史的風致の維持向上に寄与するとともに、沿道の歴史的景観形成への誘導施設としても機能させる。

事業名	40. 特別史跡水城跡環境整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	特別史跡水城跡
事業概要	特別史跡水城跡において、県道112号が縦断する箇所（L=167.81m）には、電線が敷設されており、歴史的風致を損ねている沿道の景観修景を行う。また、御笠川によって東西の往来を妨げている区間（L=55.47m）について、沈み橋などを整備し、水城跡の東西散策への便益向上に資する。  事業箇所  事業箇所の現況  太宰府旧蹟全図北での事業位置  御笠川周辺地区イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	特別史跡水城跡の県道112号が交わる箇所は、歴史性を有する骨格的な動線である日田街道が縦断するとともに、特別史跡としての景観が保たれている場である。一方で、県道に平行するように多くの電線ならびに電柱があり、多くの来訪者が通る道であるにも関わらず歴史的風致が損なわれている。これらの電線ならびに電柱の景観修景を行うことで、歴史的風致の周辺環境の改善を図り、歴史的風致の維持向上に資する。 また、水城跡を縦断することで、水城跡の全貌を体感できるということは、さいふまいり並びに史跡の継承と保護にみる歴史的風致を体感できることであり維持向上へ寄与する。

事業名	4 1. 大宰府跡ガイダンス施設等整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	特別史跡 大宰府跡
事業概要	大宰府関連史跡を身近に感じる場である特別史跡大宰府跡ならびに隣接地において、その中でガイダンスする施設ならびに来訪者向け便益施設（トイレ・多目的広場など）を整備するとともに、大宰府関連史跡を継承する人々の情報交流の場を設置する。  事業箇所  太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内には九州国立博物館など、大宰府関連史跡を解説する施設は設置されている。しかし史跡を身近に見る場において設置された大宰府展示館は、遺構覆屋として機能しているものの、ユニバーサルデザイン化など多様な人々に対応する現地でのガイダンス機能が不十分である。これら現地ガイダンス施設を更新することで大宰府関連史跡群の継承と保護の歴史的風致を維持向上に寄与する。また、特別史跡大宰府跡においてトイレなどの便益施設整備が十分ではないため、来訪者のみならず周辺住民にとっても住環境に影響が及んでいる。これらの環境を改善することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。さらに大宰府関連史跡群を広く伝える多くの団体が集い、情報を交流する場を併せて設けることで、継承者自身の意識向上につながる。併せて市民団体内の内発的な歴史的風致の維持向上意識の育成につながる。

事業名	4 2. 五条歴史公園整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	五条2丁目
事業概要	戦国時代の金掛けの物語を残す地で、神幸式大祭ならびにさいふまいの歴史的風致を向上するためのオープンスペースとして公園整備（A=901.78 m²）を行う。   事業箇所 太宰府旧蹟全図北での事業位置  整備イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	対象地は、室町時代からの六座の一つ米屋座であった古川家住宅があった地であり、さいふまいの遊山の地「金掛け梅」があったとされる。現在は「金掛天満宮」が祀られているものの、かつての古川家住宅の面影も失われ、歴史的風致の維持向上に支障をきたしている。この現状を改善するために、かつての古川家住宅のイメージを取り戻すサイン整備などを実施することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4 3. 連歌屋交流館整備事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 31 年度～令和 4 年度
事業位置	宰府 3 丁目
事業概要	太宰府天満宮門前にある歴史的風致形成建造物候補物件の一つを活用し、住民協議会（太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会や参道会など）の情報発信・交流施設として整備し、活用促進を図る。  事業箇所   活用イメージ 太宰府旧蹟全図北での事業位置
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	太宰府天満宮門前には、維持向上すべき歴史的風致が 3 つあり、おのおの相互に関連し、地域住民の長年の活動によって支えられ育てられてきた。また、年間 7 6 0 万人を優に超える来訪者が参集する場でもある。太宰府を語る上で一つの顔を物語る太宰府天満宮門前のまちづくり拠点として、住民協議会の情報発信施設ならびに、来訪者向けのガイダンス施設を整備することで、住民と来訪者の相互の絆を深めるとともに、連歌会や茶会の場として活用し来訪者と接する場としての機能を持たせることで、来訪者へのおもてなしの気持ちを促し、維持向上すべき 3 つの歴史的風致の維持向上に寄与する。

エ 歴史的風致の維持向上の体制整備や担い手の育成に関する事業

事業名	4 4. 四王寺山の環境保存活用事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）、市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業概要	市街地自然環境の維持及び向上に資する活動の検討および民間活動団体の育成
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡地やその周辺を含めた緑地の市民管理の仕組みや内容を検討し、既存の民間活動団体への参画要請や育成を行い、さいふまいの風景の維持と歴史的風致を活用したまちづくりの推進を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4 5. 門前町並み保存活用事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	歴史的環境形成総合支援事業、 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	平成 22 年度～
事業概要	町並み環境の維持及び向上に資する活動の検討および民間活動団体の育成
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	門前において町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されるために、住民組織の活発な活動を促進することにより、歴史的風致に対する認識が高まり、歴史的建造物の保存活用や修景による周辺環境の改善が図られることが期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4 6. 無形の文化財記録作成事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）、文化遺産を活かした地域活性化事業、市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業概要	無形文化財・無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形文化財・無形民俗文化財について調査や記録を行うことにより、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などが図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4 7. 太宰府市民遺産育成支援事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）、文化遺産を活かした地域活性化事業、市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業概要	太宰府市民遺産の育成を担う市民団体の活動への支援事業を実施する。また、認定された太宰府市民遺産のリストや市民遺産を構成する文化遺産のカルテなどデータベースの作成管理を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	太宰府市民遺産の育成を推進する市民団体の活動に対する支援措置を講じることにより、市民が主体的に文化財の保存・活用を行い、市民遺産のデータベースを作成し公開するなど、歴史的風致の認識を高める取り組みを推進することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	48. 太宰府発見塾事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）、市単独事業
事業期間	平成 17 年度～
事業概要	太宰府の歴史・文化財・まちづくりについての連続講座を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	発見塾の受講者が太宰府の歴史的風致・文化財について認識を深めるとともに、修了後も主体的に史跡解説員や文化遺産調査ボランティアに参加するなど、歴史文化の保存・継承活動の担い手になることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	49. 伝統文化普及啓発事業
整備主体	太宰府市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）、文化遺産を活かした地域活性化事業、市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	神幸式大祭などの伝統行事や連歌などの伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	50. 文化財コーディネーター養成事業
整備主体	太宰府市・(公財) 古都大宰府保存協会
支援事業名	社会資本整備総合交付金（効果促進事業）
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
事業概要	市域を舞台に歴史的風致を活かすために解説や学習会を開催している民間団体を結びつけ、広がりをもった活動への成長させることを目的とした文化遺産コーディネーターを養成する。 大宰府史跡解説員 自治体による歴史講座 NPO 法人による史跡案内
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市域を舞台に歴史的風致を活かすために解説や学習会を開催している民間団体は、個々で活動を実施しているが、個々の活動を結びつけることで、さらに広がりをもった活動への成長が期待できる。しかし、各団体を結びつけるコーディネーターの不足から、十分な成果を得ることができていないことから、文化遺産コーディネーターを養成することで、文化財を取り巻く歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

太宰府市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに市の文化財保護条例に基づく指定を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、太宰府固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している国指定文化財以外の歴史的建造物で、その価値を認められるものについて歴史的風致形成建造物に指定することとする。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、これら建造物が歴史及び伝統を反映した人々の地域の活動と密接に関係し区域の歴史的風致を形成していることを踏まえ、太宰府市民遺産に認定されたストーリーを構成する文化遺産を積極的に指定するとともに、本市の景観計画に基づいて指定される景観重要建造物についても重点区域内に存するものについて歴史的風致形成建造物に指定するものとする。

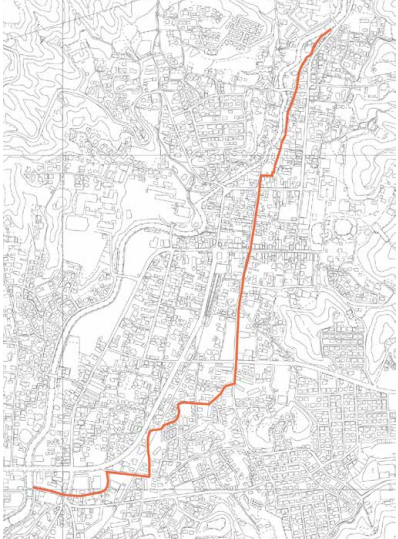
太宰府市における歴史的風致形成建造物の指定条件は以下の通りである。

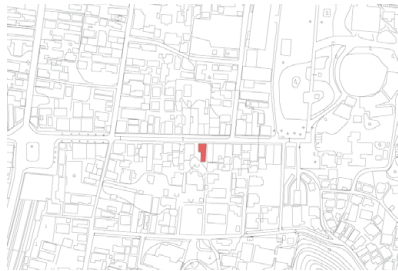
- ①国の登録有形文化財及び県又は市の文化財保護条例に基づく指定文化財
- ②景観計画に基づく景観重要建造物（指定が確実な物件を含む）
- ③認定を受けた太宰府市民遺産を構成する建造物
- ④太宰府市の歴史的風致の形成にとって、市長が必要と認めたもの。

○歴史的風致形成建造物指定候補一覧

●1：既指定建造物（番号は、指定番号）

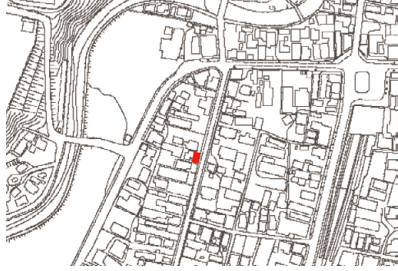
	名称	写真	所在地	位置図
1	観世音寺 ●6 ●6 金堂・講堂	 講堂  金堂	観世音寺5丁目	
2	戒壇院 ●9 山門・土塀・東門	 山門と土塀  東門	観世音寺5丁目	
3	戒壇院 本堂・鐘楼	 本堂  鐘楼	観世音寺5丁目	

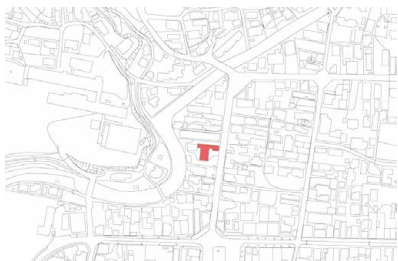
	名称	写真	所在地	位置図
4	光明寺土塀・ 山門・方丈・ 観音堂		宰府2丁目	
5	定遠館土塀・ 定遠館		宰府2丁目	
6	幸ノ元溝尻 水路		宰府3丁目など	
7	門前石造鳥居		宰府3丁目	
8	関屋石造鳥居		坂本1丁目	

	名称	写真	所在地	位置図
9	甘木屋 ^{●4}		宰府2丁目	
10	松嶋屋		宰府2丁目	
11	小野東風軒		宰府2丁目	
12	てのごい家		宰府2丁目	
13	かさの家 ^{●15}		宰府2丁目	
14	松尾商店		宰府3丁目	

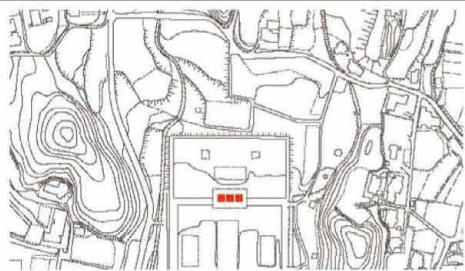
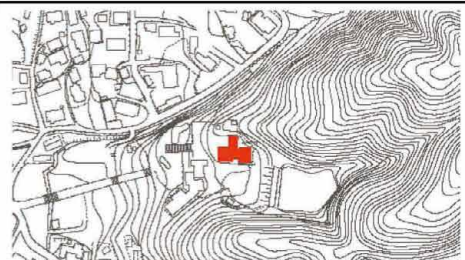
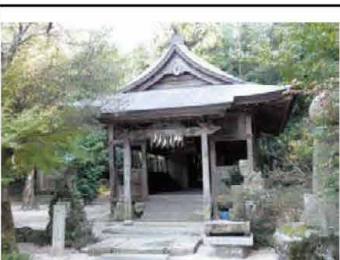
	名称	写真	所在地	位置図
15	小野家 ● 13		宰府 2 丁目	
16	傘の家		宰府 3 丁目	
17	松屋		宰府 2 丁目	
18	大野屋		宰府 2 丁目	
19	泉屋 ● 17		宰府 2 丁目	
20	日田屋		宰府 3 丁目	

	名称	写真	所在地	位置図
21	大和屋		宰府3丁目	
22	古川家		宰府3丁目	
23	江崎家		宰府3丁目	
24	吉村家		宰府3丁目	
25	小山家 ● 10		宰府3丁目	
26	杉村家 ● 11		宰府3丁目	

	名称	写真	所在地	位置図
27	柳瀬家		宰府 2 丁目	
28	北崎家		宰府 2 丁目	
29	西山家		宰府 1 丁目	
30	齋藤家		宰府 1 丁目	
31	高田家		宰府 1 丁目	
32	花田家		宰府 1 丁目	

	名称	写真	所在地	位置図
33	萱島家		宰府 1 丁目	
34	古香書屋 (吉嗣家) ● 5		宰府 3 丁目	
35	宮本家		宰府 3 丁目	
36	高田家		宰府 3 丁目	
37	小田家 ● 2		宰府 2 丁目	
38	木村家 ● 16		宰府 1 丁目	

	名称	写真	所在地	位置図
39	加納家		宰府 2 丁目	
40	池田屋酒店		宰府 2 丁目	
41	高橋口三浦碑		五条 1 丁目	
42	山上口三浦碑		宰府 5 丁目	
43	梅壺侍従蘇生碑		宰府 2 丁目	
44	水城大堤之碑		国分 2 丁目	

	名称	写真	所在地	位置図
45	都府楼三碑		観世音寺 4 丁目	
46	吐月叢（富永家）		観世音寺 4 丁目	
47	日吉神社 ● 12		観世音寺 5 丁目	
48	島田家		宰府 3 丁目	
49	竈門神社下宮		大字内山	
50	竈門神社北谷遥拝所		大字北谷	

	名称	写真	所在地	位置図
51	竈門神社上宮		大字北谷	
52	有岡家		宰府3丁目	
53	大野家 主屋・蔵	 	観世音寺5丁目	

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、地区の歴史的風致を形成している建造物が指定されるものであるが、公開・活用されることによって歴史的風致の維持向上に寄与することが望まれる。各建造物の公開については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場、生活の場を阻害しない程度において、所有者との合意形成を十分に図った上で実施するものとする。

維持管理に必要な修理などを行う場合には、文化財的な調査を行った上で、専門家や学識者などの意見も踏まえ、建造物の往時の姿に修復、復原することを基本とする。

また、当該建造物の周辺環境についても、文化財保護法や景観法、都市計画法などの法令などによる規制措置を積極的に活用し、これにより個々の建造物の維持保全を図るとともに、歴史的風致全体の維持向上を目指す。

(2) 個別の事項

ア 県及び市文化財の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

県及び市文化財の指定を受けているものは、それぞれ対応する条例（福岡県文化財保護条例、又は太宰府市文化財保護条例）に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに行われている。

具体的には、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置について、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理などにあたっては、文化財に関わる補助制度などを活用して所有者などの負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会、学識経験者などによる必要な技術的な指導などを踏まえ実施するものとする。

イ 登録有形文化財の登録、景観重要建造物の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物については、法と同様に届出・勧告などを主体とする行為規制が行われている。

具体的には、建造物の外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置などを実施するものとする。なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術指導などを踏まえ実施するものとする。特に、民間が所有するものについては、所有者などの負担を軽減するため、修理などに対する補助・助成制度の新たな支援策が必要であるが、景観計画の策定とあわせて別に定めることとする。

ウ その他の歴史的風致形成建造物の管理の指針

復原建造物など、歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるものについても、指定後においては、景観法に基づく景観重要建造物としての指定などと重複させるよう努めるものとする。

特に、復原建造物については、復原時にその根拠とされた事項が復原後においても十分に尊重されるよう留意するとともに、その維持・管理・運営に地域及び市民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。

(3) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ア 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- イ 福岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請及び同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合、並びに同条例第37条第1項に基づく福岡県指定史跡について同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請を行った場合。
- ウ 太宰府市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく太宰府市指定有形文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合、並びに同条例第25条第1項の規定に基づく太宰府市指定有形民俗文化財について、同条例第32条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請、並びに同条例第36条第1項に基づく太宰府市指定史跡について同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更などの許可の申請を行った場合。